

半期報告書

(第6期中) 自 平成22年4月1日
至 平成22年9月30日

中日本高速道路株式会社

名古屋市中区錦二丁目18番19号

(E04371)

目次

【表紙】

第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【業績等の概要】	5
2 【生産、受注及び販売の状況】	7
3 【対処すべき課題】	7
4 【事業等のリスク】	7
5 【経営上の重要な契約等】	7
6 【研究開発活動】	7
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	8
第3 【設備の状況】	11
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	11
2 【道路資産】	12
第4 【提出会社の状況】	15
1 【株式等の状況】	15
2 【株価の推移】	16
3 【役員の状況】	17
第5 【経理の状況】	18
1 【中間連結財務諸表等】	19
2 【中間財務諸表等】	51
第6 【提出会社の参考情報】	70
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	71
第1 【保証会社情報】	71
第2 【保証会社以外の会社の情報】	71
1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】	71
2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】	72
3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】	73
第3 【指数等の情報】	74
[中間監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成22年12月27日
【中間会計期間】	第6期中（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）
【会社名】	中日本高速道路株式会社
【英訳名】	Central Nippon Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 金子 剛一
【本店の所在の場所】	名古屋市中区錦二丁目18番19号
【電話番号】	052-222-1620（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 小山 徹
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区錦二丁目18番19号
【電話番号】	052-222-1620（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 小山 徹
【縦覧に供する場所】	中日本高速道路株式会社 東京支社 （東京都港区虎ノ門四丁目3番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第4期中	第5期中	第6期中	第4期	第5期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
営業収益（百万円）	439,203	273,799	272,793	791,729	581,502
経常利益（百万円）	19,843	22,696	17,853	13,846	10,963
中間（当期）純利益 （百万円）	11,771	13,055	9,845	8,093	5,540
純資産額（百万円）	186,192	192,910	195,263	180,797	185,437
総資産額（百万円）	1,184,091	1,407,556	1,601,003	1,309,398	1,491,720
1株当たり純資産額（円）	1,411.51	1,483.47	1,501.30	1,383.05	1,425.68
1株当たり中間（当期）純利 益金額（円）	90.55	100.43	75.73	62.25	42.61
潜在株式調整後1株当たり中 間（当期）純利益金額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	15.5	13.7	12.2	13.7	12.4
営業活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	△16,440	△52,979	△112,363	△118,685	△130,784
投資活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	△19,074	△894	△21,073	△40,920	△15,372
財務活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	5,887	91,895	116,680	133,612	167,607
現金及び現金同等物の中間期 末（期末）残高（百万円）	72,903	114,559	81,231	76,537	97,988
従業員数（人） （外、平均臨時雇用者数）	8,079 (1,155)	8,370 (1,418)	8,495 (1,430)	8,161 (1,240)	8,387 (1,439)

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）です。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第4期中	第5期中	第6期中	第4期	第5期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
営業収益（百万円）	431,775	263,651	260,921	776,619	562,702
経常利益（百万円）	17,924	19,990	16,894	8,409	4,939
中間（当期）純利益 （百万円）	10,919	11,477	9,623	5,363	1,736
資本金（百万円）	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000
発行済株式総数（千株）	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000
純資産額（百万円）	178,509	184,431	184,313	172,953	174,690
総資産額（百万円）	1,169,957	1,397,024	1,591,300	1,298,426	1,481,628
1株当たり純資産額（円）	1,373.15	1,418.70	1,417.79	1,330.41	1,343.77
1株当たり中間（当期）純利 益金額（円）	83.99	88.28	74.02	41.25	13.35
潜在株式調整後1株当たり中 間（当期）純利益金額（円）	—	—	—	—	—
1株当たり配当額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（%）	15.3	13.2	11.6	13.3	11.8
従業員数（人）	2,124	2,111	2,115	2,111	2,096

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容の重要な変更及び主要な関係会社の異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）	
高速道路事業	7,810	(1,308)
休憩所事業	268	(122)
その他（関連）事業	83	(-)
全社（共通）	334	(-)
計	8,495	(1,430)

(注) 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数（人）	2,115
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合との間に特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国の景気動向は、穏やかに回復しつつあるものの、依然厳しい雇用環境など、楽観を許さない情勢にあります。そのような状況の中、当社グループは、高速道路を長期にわたり安全・安心・快適にご利用いただくことを最優先に、お客様に満足していただけるサービスの一層の充実や、国の「高速道路無料化社会実験」による一部道路の無料化の実施に取り組むとともに、効率的な業務執行等により全社的なコスト削減に努めました。

この結果、当中間連結会計期間の営業収益は、272,793百万円（前年同期比0.4%減）となり、営業利益は、17,584百万円（同20.4%減）となりました。また、法人税等を控除した中間純利益は9,845百万円（同24.6%減）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

（高速道路事業）

高速道路事業においては、第一東海自動車道（東名高速道路）などを含む計23路線1,761km（平成22年9月30日現在）の高速道路について、安全で快適な走行環境を確保する道路機能の向上、交通安全対策等に必要な修繕及び道路を良好な状態に保つための清掃、点検、構造物や施設の補修等に必要な維持その他の管理を適正かつ効率的に行ってまいりました。

こうした中、景気の回復に伴い、交通量及び料金収入は前年同期を上回りましたが、道路資産完成高の減少等により営業収益は249,225百万円（同0.8%減）、営業利益は13,927百万円（同21.7%減）となりました。

（休憩所事業）

休憩所事業においては、同事業の運営子会社である中日本エクシス㈱（連結子会社）と一体となって、環境重視のサービスエリアの創造や地域社会と共に発展することを目指す地域連携など、社会情勢の変化やニーズに柔軟に対応する施策を積極的に推進するとともに、サービスエリアの複合商業施設化を進め、お客様に快適に、楽しくご利用いただける商業空間の創造に努めました。

当社は、当社の管理するサービスエリア・パーキングエリアのうち営業施設が設置されている箇所の敷地及び建物等について、サービスエリア・パーキングエリア内営業施設の管理運営を専門的・効率的に推し進めるために中日本エクシス㈱（連結子会社）に賃貸しております。当中間連結会計期間では、お客様のニーズに合わせた店舗展開により収益増となりましたが、店舗のリニューアルに伴う費用増により、営業収益は17,226百万円（同5.7%増）、営業利益は4,047百万円（同15.8%減）となりました。

（その他（関連）事業）

旅行事業においては、高速道路の工事現場などの見学を組み込んだ高速道路事業への理解を深めていただけるバスツアーを企画・提供するなど高速道路資産を活かした新しい旅行商品を企画・提供しました。

海外事業においては、アジア地域での収益事業案件獲得のため現地調査を実施し、各関係機関との協議を積極的に進めました。その結果、ベトナムとフィリピンにおいて4件の道路調査案件等のコンサルタント業務案件を受注しました。特にベトナムでは、現地事務所に長期的に社員を派遣し、ベトナム高速道路機関との連携を強化し、道路事業案件の調査検討を継続的に実施しております。また、国が実施する海外協力事業に社員を派遣し、海外での道路関係会議において日本の高速道路技術を紹介するなど、国際交流・国際貢献にも努めました。

カードサービス事業においては、提携会員カード「プレミアムドライバーズカード」のご利用で貯まるショッピングポイントの交換可能な提携先を拡大したほか、提携サイトのご利用やご利用金額に応じたボーナスポイントなど、ショッピングポイントを追加付与しました。

その他、料金検索サイト「高速日和」において、観光などドライブに関する情報や旅行や物販の商品紹介の充実を進め、WEB事業の拡大に努めたほか、金沢トラックターミナルの敷地を北陸高速道路ターミナル㈱（持分法適用関連会社）に賃貸するトラックターミナル事業、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施する受託事業や、占用施設活用事業、物販事業等を展開しております。

これらの事業を堅実に実施しましたが、カードサービス事業等の収益拡大に向けた先行投資等により、営業収益は6,342百万円（同3.2%増）、営業損失は392百万円（前年同期は営業損失504百万円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前中間純利益17,390百万円（前年同期比23.3%減）に加え、売上債権の減少額10,512百万円（同78.8%減）、減価償却費8,187百万円（同13.9%増）などとなったものの、たな卸資産の増加額が129,962百万円（同29.9%増）、仕入債務の減少額17,737百万円（同5.8%増）などとなったことから、営業活動によるキャッシュ・フローは、112,363百万円（同112.1%増）の資金支出となりました。

なお、上記たな卸資産の増加額は、その大部分が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)(以下「特措法」といいます。)第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)に帰属することとなる資産の増加によるものであります。かかる資産は、中間連結貸借対照表上は「たな卸資産」勘定(流動資産)に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

主に、定期預金の払戻による収入2,700百万円（同87.3%減）などによる増加があった一方、料金機械、ETC^(注)装置等の設備投資23,760百万円（同48.2%増）等により、投資活動によるキャッシュ・フローは、21,073百万円（同2,256.3%増）の資金支出となりました。

(注) ETCとは、Electronic Toll Collection Systemの略称で無線通信技術を使って自動的に有料道路の通行料金の支払いを行うシステムです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

道路建設関係社債の発行による収入119,679百万円（同9.3%増）、金融機関からの長期借入れによる収入20,000百万円（同33.3%減）による増加があった一方、長期借入金の返済2,946百万円（同83.2%減）、道路建設関係社債の償還20,000百万円（同33.3%減）（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）(以下「機構法」といいます。)第15条第1項による債務引受額）などにより、財務活動によるキャッシュ・フローは、116,680百万円（同27.0%増）の資金収入となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前中間連結会計期間末に比べ33,327百万円減少し、81,231百万円（同29.1%減）となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」においてセグメントの業績に関連付けて記載しております。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は、高速道路無料化による地域経済への効果、渋滞や環境への影響を把握することを目的として、国が今年度を実施している高速道路無料化社会実験により、料金収入が減少する分の相当額を、国土交通省より補填を受けるため、平成22年6月15日付けで国土交通省地方整備局と「平成22年度 高速道路の無料化社会実験に係る契約書」を締結しております。

6 【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路に係る技術開発を中心に行っております。かかる技術開発の重要テーマは、品質の向上とコスト削減に取り組むため、新技術・新工法・新材料の開発を進めることであります。

主たる研究開発活動を実施するにあたって、当社は、東日本高速道路株式会社（以下「東日本高速道路」といいます。）及び西日本高速道路株式会社（以下「西日本高速道路」といいます。）と共同して株式会社高速道路総合技術研究所を設立し、3社共通の技術課題への対応、集約による技術力の確保と向上、人的資産を含む技術資産の活用を図っております。

当中間連結会計期間の研究開発費の総額は、302百万円であります。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した予見、見通し、所感等の将来に関する事項は、半期報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

(1) 財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因

① 高速道路事業の特性

高速道路事業については、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）（以下「高速道路会社法」といいます。）及び機構法の規定により機構と平成18年3月31日付で締結した協定並びに特措法の規定による同日付事業許可に基づき、機構から道路資産を借受けた上、道路利用者より料金を収受し、かかる料金収入から機構への賃借料及び当社が負担する管理費用の支払いに充てております

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の収受する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされております。なお、各会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があります、かかる利益は、将来の高速道路資産賃借料の確実な支払いを始めとする的確な事業運営に備えるため、配当などの社外流出を控え、可能な限り自己資本の充実に努めていきたいと考えております。

また、高速道路事業においては、ゴールデンウィークなどを含む上期は下期と比較して料金収入が多くなる一方、上期の費用は、雪氷対策や集中工事などの影響を受ける下期と比較して少なくなる傾向があります。

② 機構による債務引受け等

当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところであります。機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を概ね調達時期が古い順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しております。

なお、高速道路にかかる道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の中間連結財務諸表及び中間財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取り扱いが機構が行うこととなります。

また、日本道路公団（以下「道路公団」といいます。）の民営化に伴い当社、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路が承継した道路公団の債務の一部について、当社と、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路との間に、連帯債務関係が生じております（日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（以下「民営化関係法施行法」といいます。）第16条）。

(2) 重要な会計方針及び見積もり

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」といいます。）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年6月1日国土交通省令第65号）により作成しております。

かかる中間連結財務諸表の作成に際しては、決算日における資産、負債及び会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積もりを行う必要があります。当該見積もりについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っておりますが、見積もり特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積もりと異なる場合があります。

当社グループの中間連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの中間連結財務諸表においては重要なものであると考えております。

① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社中間連結財務諸表において「たな卸資産」勘定（流動資産）に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得にかかる費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の

利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しております。

なお、上記「(1) 財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因 ② 機構による債務引受け等」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借り受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの中間連結財務諸表には計上されないこととなります。

② 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当中間連結会計期間末までの工事の進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については、工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

③ ETCマイレージサービス引当金

当社グループは、ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間連結会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しておりますが、実際に発生した費用が見積もりと異なる場合には、引当金の追加計上が必要となる可能性があります。

④ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率などが含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。

⑥ 固定資産の減損

当社グループは、多くの固定資産を保有しております。これら固定資産の回収可能価額については、将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等多くの前提条件に基づき算出し、減損の可否を検討しております。

(3) 経営成績の分析

① 営業収益

当中間連結会計期間における営業収益は、合計で272,793百万円（前年同期比0.4%減）となりました。高速道路事業については、料金収入は増加したものの道路資産完成高が前中間連結会計期間を下回った影響などにより249,225百万円（同0.8%減）となり、休憩所事業については17,226百万円（同5.7%増）、その他（関連）事業については6,342百万円（同3.2%増）となりました。

② 営業利益

当中間連結会計期間における営業費用は、合計で255,209百万円（同1.4%増）となりました。高速道路事業については、協定に基づく機構への賃借料の支払いや管理費用の支出等により235,310百万円（同0.7%増）となり、休憩所事業については13,187百万円（同14.7%増）、その他（関連）事業については6,745百万円（同1.3%増）となりました。

以上により、当中間連結会計期間における営業利益は合計で17,584百万円（同20.4%減）となりました。その内訳は、高速道路事業が13,927百万円（同21.7%減）、休憩所事業が4,047百万円（同15.8%減）、その他（関連）事業が営業損失392百万円（前年同期は営業損失504百万円）となりました。

③ 経常利益

当中間連結会計期間の営業外収益は、受取利息69百万円等の計上により561百万円（同33.8%減）、営業外費用は支払利息136百万円等により293百万円（同21.0%増）となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間の経常利益は17,853百万円（同21.3%減）となりました。

④ 中間純利益

当中間連結会計期間の特別利益は、ポイント引当金戻入益の計上により67百万円（同165.0%増）、特別損失は有

形固定資産除却損401百万円等の計上により530百万円（同1,259.1%増）となりました。

以上の結果、法人税等を控除した中間純利益は9,845百万円（同24.6%減）となりました。なお、1株当たり中間純利益金額は75円73銭であります。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、営業活動のほか、道路建設関係社債の発行及び金融機関からの長期借入れを通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第一部 企業情報 第3 設備の状況」に記載しております。

第3【設備の状況】

当社グループの行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の中間連結財務諸表及び中間財務諸表において「たな卸資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が道路公団から承継した道路資産と併せ、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定により締結された協定に基づき当社が機構から借り受けます（以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます）。借受道路資産は、当社の資産としては計上されておりません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は上記のとおり当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 主要な設備の状況

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

2 【道路資産】

(1) 主要な道路資産の状況

当中間連結会計期間において、特措法第51条の規定による工事完了に伴い、新たに10,770百万円の仕掛道路資産が機構に帰属し、借受道路資産として当社が借り受けることとなりました。その内訳は下表のとおりとなっております。

路線・区間等		帰属時期（注1）	道路資産完成高 （百万円）（注2）
高速自動車国道 中央自動車道富士吉田線等	修繕	平成22年6月	9,359
		平成22年9月	
一般国道1号 （箱根新道）	修繕	平成22年9月	2
一般国道16号 （八王子バイパス）	修繕	平成22年9月	0
高速自動車国道 中央自動車道富士吉田線等	災害復旧	平成22年9月	1,408
合計			10,770

（注）1．仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。

2．道路資産完成高には、消費税等は含まれておりません。

また、平成22年9月30日現在の主要な道路資産の内訳は次のとおりであります。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借受けている借受道路資産であります。

(平成22年9月30日現在)

区分		賃借料 (百万円) (注1) (注3)
全国路線網	高速自動車国道中央自動車道富士吉田線	329,260 (注2)
	高速自動車国道中央自動車道西宮線 (大田市から東近江市まで (八日市インターチェンジを含む。))	
	高速自動車国道中央自動車道長野線 (岡谷市から安曇野市まで (豊科インターチェンジを含む。))	
	高速自動車国道第一東海自動車道	
	高速自動車国道東海北陸自動車道	
	高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線	
	高速自動車国道中部横断自動車道	
	高速自動車国道北陸自動車道 (富山県下新川郡朝日町から米原市まで (朝日インターチェンジを含む。))	
	高速自動車国道近畿自動車道伊勢線	
	高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線	
	高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線 (愛知県海部郡飛島村から甲賀市まで (甲賀土山インターチェンジを含まない。))	
	高速自動車国道近畿自動車道尾鷲多気線	
	高速自動車国道近畿自動車道敦賀線 (小浜市から敦賀市まで ((仮称) 小浜インターチェンジを含まない。))	
	一般国道1号 (新湘南バイパス)	
	一般国道1号 (西湘バイパス)	
	一般国道138号 (東富士五湖道路)	
	一般国道271号 (小田原厚木道路)	
	一般国道302号 (伊勢湾岸道路)	
	一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道) (茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで (あきる野インターチェンジを含まない。))	
一般国道475号 (東海環状自動車道) (豊田市から関市まで)		
一の路線	一般国道1号 (箱根新道)	191
	一般国道16号 (八王子バイパス)	1,716
	一般国道139号 (西富士道路)	980
	一般国道158号 (中部縦貫自動車道 (安房峠道路))	141
合計		332,290

- (注) 1. 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの機構からの賃借料を記載しております。
 2. 全国路線網の賃借料は、全国路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではなく、全国路線網一括で定められております。

3. 賃借料は、協定の規定により、各連結会計年度の料金収入の金額に応じて変動する場合があります。
なお、賃借料には消費税等は含まれておりません。

(2) 道路資産の建設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した当社グループの道路資産にかかる重要な建設計画について、重要な変更はありません。また、新たに確定した道路資産にかかる重要な建設計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	520,000,000
計	520,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数（株） （平成22年9月30日）	提出日現在発行数 （株） （平成22年12月27日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	130,000,000	130,000,000	非上場	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式、単元株式数は100株。
計	130,000,000	130,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 （株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金増 減額 （百万円）	資本準備金残 高（百万円）
平成22年4月1日～ 平成22年9月30日	—	130,000,000	—	65,000	—	65,000

(6)【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（%）
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関二丁目1番3号	129,940,882	99.95
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	59,118	0.05
計	—	130,000,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 129,999,900	1,299,999	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式
単元未満株式	普通株式 100	—	1単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	130,000,000	—	—
総株主の議決権	—	1,299,999	—

② 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	常務執行役員 総務本部長	中山 啓一	昭和24年7月26日生	昭和48年4月 建設省（現国土交通省）入省 平成14年1月 国土交通省 大臣官房審議官 平成15年7月 （財）道路システム高度化推進機構 常務理事 平成17年10月 当社常務執行役員 高速道路事業本部保全・サービス事業部長 平成18年4月 同 常務執行役員、保全・サービス事業本部長 平成20年6月 同 常務執行役員、総務本部長（現） 平成22年9月 同 取締役就任（現）	(注) 1	—
取締役	常務執行役員 関連事業本部長	高松 隆久	昭和31年2月1日生	昭和53年4月 日本道路公団入社 平成20年6月 当社執行役員 横浜支社長 平成20年7月 同 執行役員 東京支社長 平成22年6月 同 常務執行役員、東京支社長 平成22年9月 同 常務執行役員、関連事業本部長（現） 平成22年9月 同 取締役就任（現）	(注) 1	—
取締役	常務執行役員 建設事業本部長	廣瀬 輝	昭和29年4月29日生	昭和52年4月 建設省（現国土交通省）入省 平成20年7月 国土交通省 大臣官房審議官 平成21年7月 当社執行役員、建設事業本部長 平成22年6月 同 常務執行役員、建設事業本部長（現） 平成22年9月 同 取締役就任（現）	(注) 1	—
監査役 (常勤)	—	伊藤 孝一郎	昭和22年10月26日生	昭和45年8月 矢作建設工業㈱入社 平成14年6月 同 取締役 常務執行役員、土木本部長 平成17年6月 同 取締役 専務執行役員、営業統括補佐 平成18年6月 同 常勤監査役 平成22年6月 同 顧問 平成22年9月 当社監査役就任（現）	(注) 2	—

(注) 1. 平成22年9月16日開催の臨時株主総会の終結の時から平成24年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

2. 平成22年9月16日開催の臨時株主総会の終結の時から平成26年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	常務執行役員 関連事業本部長	原田 裕	平成22年9月16日

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」といいます。）に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」といいます。）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年6月1日国土交通省令第65号）により作成しております。

なお、前中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）及び当中間連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）及び当中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】
 (1) 【中間連結財務諸表】
 ① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度の要約 連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	68,959	21,433	27,389
高速道路事業営業未収入金	35,975	49,169	54,202
未収入金	※6 5,722	※6 7,142	16,967
有価証券	52,099	58,589	76,549
たな卸資産	955,908	1,166,266	1,036,288
その他	43,645	※3 32,522	21,169
貸倒引当金	△17	△15	△22
流動資産合計	1,162,293	1,335,108	1,232,544
固定資産			
有形固定資産			
土地	115,904	115,507	115,727
その他(純額)	112,152	132,904	124,823
有形固定資産合計	※1 228,056	※1, ※4 248,411	※1, ※4 240,550
無形固定資産	7,650	7,491	8,710
投資その他の資産			
投資その他の資産	※2 8,455	※2 8,576	※2 8,682
貸倒引当金	△397	△319	△342
投資その他の資産合計	8,058	8,256	8,339
固定資産合計	243,765	264,160	257,601
繰延資産	1,497	1,733	1,574
資産合計	※2 1,407,556	※2 1,601,003	※2 1,491,720
負債の部			
流動負債			
高速道路事業営業未払金	42,067	40,029	52,269
未払法人税等	11,162	8,263	4,662
引当金	3,534	3,477	3,038
その他	※6 42,202	※6 41,830	53,379
流動負債合計	98,967	93,601	113,350
固定負債			
道路建設関係社債	※2 653,471	※2 793,628	※2 693,530
道路建設関係長期借入金	368,140	426,940	406,940
長期借入金	14,830	10,100	12,172
退職給付引当金	52,551	54,816	53,583
その他の引当金	6,927	6,733	6,331
その他	19,758	19,919	20,374
固定負債合計	1,115,679	1,312,138	1,192,932
負債合計	1,214,646	1,405,739	1,306,282
純資産の部			
株主資本			
資本金	65,000	65,000	65,000
資本剰余金	71,650	71,650	71,650
利益剰余金	56,246	58,575	48,730
株主資本合計	192,896	195,226	185,381
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	△44	△56	△42
評価・換算差額等合計	△44	△56	△42
少数株主持分	57	94	99
純資産合計	192,910	195,263	185,437
負債純資産合計	1,407,556	1,601,003	1,491,720

②【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度の要約 連結損益計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業収益	273,799	272,793	581,502
営業費用			
道路資産賃借料	153,970	164,409	316,952
高速道路等事業管理費及び売上原価	73,717	65,513	206,078
販売費及び一般管理費	※1 24,022	※1 25,286	※1 48,738
営業費用合計	251,710	255,209	571,770
営業利益	22,089	17,584	9,732
営業外収益			
受取利息	223	69	373
土地物件貸付料	131	104	263
負ののれん償却額	177	171	354
その他	317	216	743
営業外収益合計	849	561	1,733
営業外費用			
支払利息	185	136	345
有価証券評価損	34	—	37
支払補償費	—	66	—
その他	22	90	120
営業外費用合計	242	293	503
経常利益	22,696	17,853	10,963
特別利益			
前期損益修正益	3	—	※2 207
固定資産売却益	※3 21	—	※3 97
ポイント引当金戻入額	—	67	—
その他	0	—	142
特別利益合計	25	67	447
特別損失			
前期損益修正損	—	※4 84	※4 78
固定資産売却損	※5 35	—	※5 73
固定資産除却損	※6 3	※6 402	※6 39
減損損失	—	※7 41	—
その他	—	2	8
特別損失合計	39	530	200
税金等調整前中間純利益	22,682	17,390	11,210
法人税、住民税及び事業税	10,667	7,843	6,613
法人税等調整額	△1,044	△302	△987
法人税等合計	9,622	7,541	5,625
少数株主損益調整前中間純利益	—	9,848	—
少数株主利益	3	3	45
中間純利益	13,055	9,845	5,540

③【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の要約
	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	連結株主資本等変動 計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	65,000	65,000	65,000
当中間期末残高	65,000	65,000	65,000
資本剰余金			
前期末残高	71,650	71,650	71,650
当中間期末残高	71,650	71,650	71,650
利益剰余金			
前期末残高	43,190	48,730	43,190
当中間期変動額			
中間純利益	13,055	9,845	5,540
当中間期変動額合計	13,055	9,845	5,540
当中間期末残高	56,246	58,575	48,730
株主資本合計			
前期末残高	179,840	185,381	179,840
当中間期変動額			
中間純利益	13,055	9,845	5,540
当中間期変動額合計	13,055	9,845	5,540
当中間期末残高	192,896	195,226	185,381
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△43	△42	△43
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△1	△14	0
当中間期変動額合計	△1	△14	0
当中間期末残高	△44	△56	△42
評価・換算差額等合計			
前期末残高	△43	△42	△43
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△1	△14	0
当中間期変動額合計	△1	△14	0
当中間期末残高	△44	△56	△42
少数株主持分			
前期末残高	999	99	999
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△942	△5	△900
当中間期変動額合計	△942	△5	△900
当中間期末残高	57	94	99
純資産合計			
前期末残高	180,797	185,437	180,797
当中間期変動額			
中間純利益	13,055	9,845	5,540
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△943	△19	△899
当中間期変動額合計	12,112	9,825	4,640
当中間期末残高	192,910	195,263	185,437

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間		前連結会計年度の要約
	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー					
税金等調整前中間純利益	22,682	17,390	17,390	11,210	11,210
減価償却費	7,187	8,187	8,187	14,633	14,633
減損損失	—	41	41	—	—
持分法による投資損益(△は益)	△37	1	1	△141	△141
退職給付引当金の増減額(△は減少)	1,367	1,165	1,165	2,350	2,350
賞与引当金の増減額(△は減少)	492	459	459	23	23
ETCマイレージサービス引当金の増減額(△は減少)	57	510	510	△574	△574
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△17	△29	△29	△67	△67
受取利息及び受取配当金	△226	△74	△74	△376	△376
支払利息	7,879	8,292	8,292	15,961	15,961
固定資産売却損益(△は益)	14	2	2	△24	△24
固定資産除却損	235	963	963	1,568	1,568
売上債権の増減額(△は増加)	49,607	10,512	10,512	27,535	27,535
たな卸資産の増減額(△は増加)	△100,017	△129,962	△129,962	△180,260	△180,260
仕入債務の増減額(△は減少)	△16,769	△17,737	△17,737	△1,706	△1,706
その他	△17,272	238	238	△2,327	△2,327
小計	△44,816	△100,036	△100,036	△112,195	△112,195
利息及び配当金の受取額	278	129	129	416	416
利息の支払額	△7,611	△8,477	△8,477	△15,474	△15,474
法人税等の支払額	△1,858	△3,979	△3,979	△3,555	△3,555
法人税等の還付額	1,028	—	—	23	23
営業活動によるキャッシュ・フロー	△52,979	△112,363	△112,363	△130,784	△130,784
投資活動によるキャッシュ・フロー					
定期預金の預入による支出	△3,200	△200	△200	△3,900	△3,900
定期預金の払戻による収入	21,300	2,700	2,700	22,500	22,500
有価証券の取得による支出	△3,000	△2,986	△2,986	△3,000	△3,000
有価証券の売却による収入	—	3,050	3,050	—	—
投資有価証券の取得による支出	△3	—	—	△53	△53
投資有価証券の売却による収入	—	—	—	12	12
固定資産の取得による支出	△16,035	△23,760	△23,760	△31,175	△31,175
固定資産の売却による収入	63	6	6	215	215
営業譲受による支出	△3	—	—	△3	△3
その他	△14	116	116	31	31
投資活動によるキャッシュ・フロー	△894	△21,073	△21,073	△15,372	△15,372
財務活動によるキャッシュ・フロー					
長期借入れによる収入	30,000	20,000	20,000	91,000	91,000
長期借入金の返済による支出	△17,567	△2,946	△2,946	△42,553	△42,553
道路建設関係社債発行による収入	109,538	119,679	119,679	179,271	179,271
道路建設関係社債償還による支出	△30,000	△20,000	△20,000	△60,000	△60,000
子会社の自己株式の取得による支出	△48	—	—	△48	△48
少数株主への配当金の支払額	—	△8	△8	—	—
その他	△26	△43	△43	△62	△62
財務活動によるキャッシュ・フロー	91,895	116,680	116,680	167,607	167,607
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	△0	△0	0	0
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	38,021	△16,757	△16,757	21,451	21,451
現金及び現金同等物の期首残高	76,537	97,988	97,988	76,537	76,537
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 114,559	※ 81,231	※ 81,231	※ 97,988	※ 97,988

【中間連結キャッシュ・フロー計算書の欄外注記】

- (注) 1. 前中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△17,567百万円には、機構法第15条第1項により機構が行った債務引受の額△14,800百万円が含まれており、道路建設関係社債償還による支出△30,000百万円は、同規定により機構が行った債務引受の額であります。以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額（△は増加）△100,017百万円には、特措法第51条第2項から第4項までの規定により機構に帰属したたな卸資産の額△22,384百万円が含まれております。
2. 当中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フロー、道路建設関係社債償還による支出△20,000百万円は、機構法第15条第1項により機構が行った債務引受の額であります。以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額（△は増加）△129,962百万円には、特措法第51条第2項から第4項までの規定により機構に帰属したたな卸資産の額△10,770百万円が含まれております。
3. 前連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△42,553百万円には、機構法第15条第1項により機構が行った債務引受の額△37,000百万円が含まれており、道路建設関係社債償還による支出△60,000百万円は、同規定により機構が行った債務引受の額であります。以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額（△は増加）△180,260百万円には、特措法第51条第2項から第4項までの規定により機構に帰属したたな卸資産の額△85,556百万円が含まれております。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項 連結子会社の数 12社 連結子会社の名称 中日本エクス(株) 他11社	1. 連結の範囲に関する事項 同左	1. 連結の範囲に関する事項 同左
2. 持分法の適用に関する事項 持分法適用の関連会社数 5社 会社の名称 北陸高速道路ターミナル(株) 他4社	2. 持分法の適用に関する事項 同左	2. 持分法の適用に関する事項 同左
3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項 連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。	3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項 同左	3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ①有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)によっております。 その他有価証券 時価のあるもの 中間連結会計期間末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。 なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は全体を時価評価し、評価差額を当中間連結会計期間の損益に計上しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。 ②たな卸資産 仕掛道路資産 個別法による原価法によっております。 なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。 また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。 商品、原材料、貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。	4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ①有価証券 満期保有目的の債券 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 ②たな卸資産 仕掛道路資産 同左 商品、原材料、貯蔵品 同左	4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ①有価証券 満期保有目的の債券 同左 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。 なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は全体を時価評価し、評価差額を当連結会計年度の損益に計上しております。 時価のないもの 同左 ②たな卸資産 仕掛道路資産 同左 商品、原材料、貯蔵品 同左

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 7年～50年 構築物 7年～50年 機械及び装置 5年～17年</p> <p>また、道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p> <p>②無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p> <p>③リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(3) 重要な繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間で均等償却しております。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>②賞与引当金 従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しております。</p> <p>③ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、合理的見積り方法によって今後判明すると見込まれる被害額を計上しております。</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>②無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>③リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 同左</p> <p>(3) 重要な繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 同左</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 同左</p> <p>②賞与引当金 同左</p> <p>③ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 同左</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>②無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>③リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 同左</p> <p>(3) 重要な繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 同左</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 同左</p> <p>②賞与引当金 従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。</p> <p>③ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 同左</p>

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>④退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>一部の連結子会社の過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～15年）による定額法により按分した額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>一部の連結子会社は、適格退職年金制度から確定給付企業年金制度に移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準委員会適用指針第1号 平成14年1月31日）を適用しております。</p> <p>本移行に伴う影響額は、軽微であります。</p> <p>⑤役員退職慰労引当金</p> <p>役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>⑥ETCマイレージサービス引当金</p> <p>ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間連結会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。</p> <p>⑦ポイント引当金</p> <p>カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当中間連結会計期間末における将来の使用見込額を計上しております。</p>	<p>④退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>一部の連結子会社の過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～14年）による定額法により按分した額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>(1) 一部の連結子会社は、適格退職年金制度から確定給付企業年金制度に移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準委員会適用指針第1号 平成14年1月31日）を適用しております。</p> <p>本移行に伴う影響額は、軽微であります。</p> <p>(2) 一部の連結子会社は、当中間連結会計期間より、従業員の平均残存勤務期間が従来の費用処理年数（15年）に満たないため、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理年数を13年に変更しております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>⑤役員退職慰労引当金</p> <p>同左</p> <p>⑥ETCマイレージサービス引当金</p> <p>同左</p> <p>⑦ポイント引当金</p> <p>同左</p>	<p>④退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>一部の連結子会社の過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～14年）による定額法により按分した額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>(1) 一部の連結子会社は、適格退職年金制度から確定給付企業年金制度に移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準委員会適用指針第1号 平成14年1月31日）を適用しております。</p> <p>本移行に伴う影響額は、軽微であります。</p> <p>(2) 一部の連結子会社は、当連結会計年度より、従業員の平均残存勤務期間が従来の費用処理年数（15年）に満たないため、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理年数を14年に変更しております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>⑤役員退職慰労引当金</p> <p>役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。</p> <p>⑥ETCマイレージサービス引当金</p> <p>ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。</p> <p>⑦ポイント引当金</p> <p>カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来の使用見込額を計上しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(5) 重要な収益及び費用の計上基準 完成工事高及び完成工事原価の計上基準 道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。 また、受託業務収入に係る工事契約については、当中間連結会計期間末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。 なお、平成21年3月31日以前に着手した工事については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。</p> <p>(6) _____</p> <p>(7) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。</p>	<p>(5) 重要な収益及び費用の計上基準 完成工事高及び完成工事原価の計上基準 同左</p> <p>(6) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p> <p>(7) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(5) 重要な収益及び費用の計上基準 完成工事高及び完成工事原価の計上基準 道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。 また、受託業務収入に係る工事契約については、当連結会計年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。 なお、平成21年3月31日以前に着手した工事については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。</p> <p>(6) _____</p> <p>(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>
<p>5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>5 _____</p>	<p>5. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(工事契約に関する会計基準)</p> <p>受託業務の工事に係る収益の計上基準については、従来、請負金額が50億円以上で、かつ工期が2年を超える工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)の適用に伴い、平成21年4月1日以降、新たに着手した工事契約から当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準(工事の進捗度の見積りは原価比例法)を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。</p> <p>当中間連結会計期間においては、該当する工事契約がないため、これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>(資産除去債務に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」)</p> <p>当中間連結会計期間から「持分法に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>(工事契約に関する会計基準)</p> <p>受託業務の工事に係る収益の計上基準については、従来、請負金額が50億円以上で、かつ工期が2年を超える工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)の適用に伴い、平成21年4月1日以降、新たに着手した工事契約から当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準(工事の進捗度の見積りは原価比例法)を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は軽微であります。</p> <p>(退職給付に係る会計基準)</p> <p>当連結会計年度から「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準委員会 企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。</p> <p>この結果、割引率に重要な変動が生じなかったため、従来と同一の割引率を使用しており、連結財務諸表及び退職給付債務の未処理残高に与える影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

<p>前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)</p>
<p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>前中間連結会計期間まで区分掲記しておりました流動資産の「短期貸付金」(当中間連結会計期間末6百万円)は、重要性が乏しくなったため、流動資産の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>(中間連結損益計算書)</p> <p>(1) 前中間連結会計期間まで区分掲記しておりました営業外収益の「消費税等免税益」(当中間連結会計期間78百万円)は、重要性が乏しくなったため、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>(2) 前中間連結会計期間まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「負ののれん償却額」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しております。 なお、前中間連結会計期間における「負ののれん償却額」の金額は108百万円であります。</p> <p>(3) 前中間連結会計期間まで区分掲記しておりました営業外収益の「持分法による投資利益」(当中間連結会計期間37百万円)は、重要性が乏しくなったため、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>(4) 前中間連結会計期間まで区分掲記しておりました営業外収益の「違約金収入」(当中間連結会計期間28百万円)は、重要性が乏しくなったため、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>(5) 前中間連結会計期間まで特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産売却益」は、特別利益の総額の100分の10を超えたため区分掲記しております。 なお、前中間連結会計期間における「固定資産売却益」の金額は7百万円であります。</p>	<p>(中間連結損益計算書)</p> <p>(1) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当中間連結会計期間では、「少数株主損益調整前中間純利益」の科目を表示しております。</p> <p>(2) 前中間連結会計期間まで区分掲記しておりました営業外費用の「有価証券評価損」(当中間連結会計期間0百万円)は、重要性が乏しくなったため、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>(3) 前中間連結会計期間まで区分掲記しておりました特別損失の「固定資産売却損」(当中間連結会計期間2百万円)は、重要性が乏しくなったため、特別損失の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>前中間連結会計期間まで区分掲記しておりました投資活動によるキャッシュ・フローの「投資有価証券の取得による支出」(当中間連結会計期間0百万円)は、重要性が乏しくなったため、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																								
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 45,173百万円</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 55,979百万円</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 49,782百万円</p>																								
<p>※2 担保資産及び担保付債務 高速道路会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。</p> <p>① 道路建設関係社債 653,471百万円 (額面額655,000百万円)</p> <p>② 機構法第15条の規定により、機構に引き渡した社債に係る債務 70,000百万円 なお、上記の他、「前払式証券の規制等に関する法律」及び「宅地建物取引業法」に基づく営業保証金として、「投資その他の資産」43百万円を法務局に供託しております。</p>	<p>※2 担保資産及び担保付債務 高速道路会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。</p> <p>① 道路建設関係社債 793,628百万円 (額面額795,000百万円)</p> <p>② 機構法第15条の規定により、機構に引き渡した社債に係る債務 120,000百万円 なお、上記の他、「前払式証券の規制等に関する法律」及び「宅地建物取引業法」に基づく営業保証金として、「投資その他の資産」43百万円を法務局に供託しております。</p>	<p>※2 担保資産及び担保付債務 高速道路会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。</p> <p>① 道路建設関係社債 693,530百万円 (額面額695,000百万円)</p> <p>② 機構法第15条の規定により、機構に引き渡した社債に係る債務 100,000百万円 なお、上記の他、「前払式証券の規制等に関する法律」及び「宅地建物取引業法」に基づく営業保証金として、「投資その他の資産」43百万円を法務局に供託しております。</p>																								
<p>3 _____</p>	<p>※3 流動資産の「その他」に含まれる短期貸付金には現先が5,000百万円含まれており、譲渡性預金を担保資産として保有しております。その決算日現在の時価は、5,000百万円であります。</p>	<p>3 _____</p>																								
<p>4 _____</p>	<p>※4 有形固定資産の圧縮記帳 国庫補助金の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は21百万円であり、その内訳は以下のとおりであります。 高速道路事業固定資産 車両運搬具 21百万円 なお、国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。 高速道路事業固定資産 機械及び装置 1百万円 車両運搬具 23百万円 計 24百万円</p>	<p>※4 有形固定資産の圧縮記帳 国庫補助金の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は3百万円であり、その内訳は以下のとおりであります。 有形固定資産 機械及び装置 1百万円 車両運搬具 1百万円 計 3百万円</p>																								
<p>5 偶発債務 下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路が道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)に係る債務については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">機構</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">6,718,375百万円</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路</td> <td style="text-align: right;">32,579百万円</td> </tr> <tr> <td>西日本高速道路</td> <td style="text-align: right;">494百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">6,751,449百万円</td> </tr> </table>	機構	6,718,375百万円	東日本高速道路	32,579百万円	西日本高速道路	494百万円	計	6,751,449百万円	<p>5 偶発債務 下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路が道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)に係る債務については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">機構</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">5,190,580百万円</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路</td> <td style="text-align: right;">23,532百万円</td> </tr> <tr> <td>西日本高速道路</td> <td style="text-align: right;">349百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">5,214,462百万円</td> </tr> </table>	機構	5,190,580百万円	東日本高速道路	23,532百万円	西日本高速道路	349百万円	計	5,214,462百万円	<p>5 偶発債務 下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路が道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)に係る債務については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">機構</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">5,847,179百万円</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路</td> <td style="text-align: right;">27,637百万円</td> </tr> <tr> <td>西日本高速道路</td> <td style="text-align: right;">422百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">5,875,239百万円</td> </tr> </table>	機構	5,847,179百万円	東日本高速道路	27,637百万円	西日本高速道路	422百万円	計	5,875,239百万円
機構	6,718,375百万円																									
東日本高速道路	32,579百万円																									
西日本高速道路	494百万円																									
計	6,751,449百万円																									
機構	5,190,580百万円																									
東日本高速道路	23,532百万円																									
西日本高速道路	349百万円																									
計	5,214,462百万円																									
機構	5,847,179百万円																									
東日本高速道路	27,637百万円																									
西日本高速道路	422百万円																									
計	5,875,239百万円																									

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>(2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>① 道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く）については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p> <p>機構 50,664百万円</p> <p>② 道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>機構 213,200百万円</p> <p>③ 当社が発行した社債及び調達した借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>機構 84,800百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、当中間連結会計期間で道路建設関係社債が30,000百万円、道路建設関係長期借入金が14,800百万円減少しております。</p> <p>※6 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動資産の「未収入金」又は、流動負債の「その他」に含めて表示しております。</p>	<p>(2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>① 道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く）については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p> <p>機構 45,179百万円</p> <p>② 道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>機構 213,200百万円</p> <p>③ 当社が発行した社債及び調達した借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>機構 157,000百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、当中間連結会計期間で道路建設関係社債が20,000百万円減少しております。</p> <p>※6 消費税等の取扱い 同左</p>	<p>(2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>① 道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く）については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p> <p>機構 47,922百万円</p> <p>② 道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>機構 213,200百万円</p> <p>③ 当社が発行した社債及び調達した借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>機構 137,000百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、当連結会計年度で道路建設関係社債が60,000百万円、道路建設関係長期借入金37,000百万円減少しております。</p> <p>6</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主な費目及び金額は、次のとおりであります。 給与手当・賞与 3,448百万円 役員退職慰労引当金繰入額 19百万円 賞与引当金繰入額 669百万円 退職給付費用 929百万円 業務委託費 1,756百万円 ETCマイレージサービス引当金繰入額 6,663百万円 ポイント引当金繰入額 54百万円 利用促進費 5,136百万円 2	※1 販売費及び一般管理費のうち主な費目及び金額は、次のとおりであります。 給与手当・賞与 3,811百万円 役員退職慰労引当金繰入額 21百万円 賞与引当金繰入額 766百万円 退職給付費用 953百万円 業務委託費 2,049百万円 ETCマイレージサービス引当金繰入額 6,541百万円 利用促進費 5,075百万円 2	※1 販売費及び一般管理費のうち主な費目及び金額は、次のとおりであります。 給与手当・賞与 7,729百万円 役員退職慰労引当金繰入額 42百万円 賞与引当金繰入額 609百万円 退職給付費用 1,882百万円 業務委託費 3,548百万円 ETCマイレージサービス引当金繰入額 6,026百万円 ポイント引当金繰入額 87百万円 利用促進費 16,508百万円 ※2 前期損益修正益の内容は次のとおりであります。 固定資産の自主点検等によるものであります。 ※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。 機械及び装置 31百万円 車両運搬具 36百万円 土地 26百万円 その他 2百万円 計 97百万円 ※4 前期損益修正損の内容は次のとおりであります。 固定資産の自主点検等によるものであります。 ※5 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。 建物 4百万円 土地 65百万円 その他 3百万円 計 73百万円 ※6 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 建物 18百万円 工具、器具及び備品 15百万円 その他 5百万円 計 39百万円
※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。 車両運搬具 4百万円 土地 13百万円 その他 2百万円 計 21百万円 4	※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。 システム改修による預り連絡料金等の残高修正によるものです。 5	※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。 固定資産の自主点検等によるものであります。 ※4 前期損益修正損の内容は次のとおりであります。 固定資産の自主点検等によるものであります。 ※5 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。 建物 4百万円 土地 65百万円 その他 3百万円 計 73百万円 ※6 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 建物 18百万円 工具、器具及び備品 15百万円 その他 5百万円 計 39百万円
※5 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。 土地 35百万円 その他 0百万円 計 35百万円	※5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 建物 381百万円 構築物 9百万円 工具、器具及び備品 8百万円 その他 2百万円 計 402百万円	※5 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。 建物 4百万円 土地 65百万円 その他 3百万円 計 73百万円 ※6 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 建物 18百万円 工具、器具及び備品 15百万円 その他 5百万円 計 39百万円
※6 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 機械及び装置 1百万円 その他 2百万円 計 3百万円	※6 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 建物 181百万円 構築物 9百万円 工具、器具及び備品 8百万円 その他 2百万円 計 402百万円	※6 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 建物 18百万円 工具、器具及び備品 15百万円 その他 5百万円 計 39百万円

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)						
7	<p>※7 減損損失</p> <p>当中間連結会計期間において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p> <table border="1" data-bbox="600 318 999 384"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都町田市</td> <td>遊休不動産</td> <td>建物、構築物</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、原則として、事業区分によりグルーピングを行っており、遊休不動産については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。</p> <p>当中間連結会計期間において、遊休不動産のうち、廃止を決定した資産グループの帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失（41百万円）として特別損失に計上しております。</p>	場所	用途	種類	東京都町田市	遊休不動産	建物、構築物	7
場所	用途	種類						
東京都町田市	遊休不動産	建物、構築物						

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末株式数 (千株)	当中間連結会計期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計期間末株式数 (千株)
普通株式	130,000	—	—	130,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末株式数 (千株)	当中間連結会計期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計期間末株式数 (千株)
普通株式	130,000	—	—	130,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末株式数 (千株)	当連結会計年度増加株式数 (千株)	当連結会計年度減少株式数 (千株)	当連結会計年度末株式数 (千株)
普通株式	130,000	—	—	130,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年9月30日現在) 現金及び預金勘定 68,959百万円 預入期間3ヶ月以内の譲渡性預金(有価証券勘定) 49,000百万円 計 117,959百万円 預入期間3ヶ月超の定期預金 △3,400百万円 現金及び現金同等物 114,559百万円	※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年9月30日現在) 現金及び預金勘定 21,433百万円 預入期間3ヶ月以内の譲渡性預金(有価証券勘定) 35,600百万円 取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来するコマースャルペーパー(有価証券勘定) 19,998百万円 契約期間が3ヶ月以内の売戻条件付現先(流動資産その他) 5,000百万円 計 82,031百万円 預入期間3ヶ月超の定期預金 △800百万円 現金及び現金同等物 81,231百万円	※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日現在) 現金及び預金勘定 27,389百万円 預入期間が3ヶ月以内の譲渡性預金(有価証券勘定) 68,500百万円 取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来するコマースャルペーパー(有価証券勘定) 4,999百万円 計 100,888百万円 預入期間3ヶ月超の定期預金 △2,900百万円 現金及び預金同等物 97,988百万円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																																																								
リース取引開始日が平成20年4月1日より前に開始する連結会計年度に属するものは、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。	同左	同左																																																																								
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																																																																								
① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他 (機械及び装置)</td> <td>60</td> <td>36</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>その他 (車両運搬具)</td> <td>356</td> <td>208</td> <td>147</td> </tr> <tr> <td>その他 (工具、器具及び備品)</td> <td>1,462</td> <td>913</td> <td>548</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産(ソフトウェア)</td> <td>69</td> <td>43</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,948</td> <td>1,201</td> <td>746</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	その他 (機械及び装置)	60	36	23	その他 (車両運搬具)	356	208	147	その他 (工具、器具及び備品)	1,462	913	548	無形固定資産(ソフトウェア)	69	43	26	合計	1,948	1,201	746	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他 (機械及び装置)</td> <td>37</td> <td>34</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>その他 (車両運搬具)</td> <td>267</td> <td>169</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>その他 (工具、器具及び備品)</td> <td>1,036</td> <td>773</td> <td>262</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産(ソフトウェア)</td> <td>35</td> <td>23</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,378</td> <td>1,000</td> <td>377</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	その他 (機械及び装置)	37	34	3	その他 (車両運搬具)	267	169	98	その他 (工具、器具及び備品)	1,036	773	262	無形固定資産(ソフトウェア)	35	23	12	合計	1,378	1,000	377	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>56</td> <td>40</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>267</td> <td>146</td> <td>121</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>1,070</td> <td>673</td> <td>396</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産(ソフトウェア)</td> <td>35</td> <td>20</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,430</td> <td>881</td> <td>549</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械及び装置	56	40	15	車両運搬具	267	146	121	工具、器具及び備品	1,070	673	396	無形固定資産(ソフトウェア)	35	20	15	合計	1,430	881	549
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																							
その他 (機械及び装置)	60	36	23																																																																							
その他 (車両運搬具)	356	208	147																																																																							
その他 (工具、器具及び備品)	1,462	913	548																																																																							
無形固定資産(ソフトウェア)	69	43	26																																																																							
合計	1,948	1,201	746																																																																							
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																							
その他 (機械及び装置)	37	34	3																																																																							
その他 (車両運搬具)	267	169	98																																																																							
その他 (工具、器具及び備品)	1,036	773	262																																																																							
無形固定資産(ソフトウェア)	35	23	12																																																																							
合計	1,378	1,000	377																																																																							
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																																							
機械及び装置	56	40	15																																																																							
車両運搬具	267	146	121																																																																							
工具、器具及び備品	1,070	673	396																																																																							
無形固定資産(ソフトウェア)	35	20	15																																																																							
合計	1,430	881	549																																																																							
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	(注) 同左	(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。																																																																								
② 未経過リース料中間期末残高相当額	② 未経過リース料中間期末残高相当額	② 未経過リース料期末残高相当額																																																																								
1年内 359百万円	1年内 249百万円	1年内 323百万円																																																																								
1年超 386百万円	1年超 127百万円	1年超 226百万円																																																																								
合計 746百万円	合計 377百万円	合計 549百万円																																																																								
(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	(注) 同左	(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。																																																																								
③ 支払リース料及び減価償却費相当額	③ 支払リース料及び減価償却費相当額	③ 支払リース料及び減価償却費相当額																																																																								
支払リース料 245百万円	支払リース料 160百万円	支払リース料 438百万円																																																																								
減価償却費相当額 245百万円	減価償却費相当額 160百万円	減価償却費相当額 438百万円																																																																								
④ 減価償却費相当額の算定方法	④ 減価償却費相当額の算定方法	④ 減価償却費相当額の算定方法																																																																								
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同左	同左																																																																								

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																				
<p>2 オペレーティング・リース取引 (解約不能のもの)</p> <p>① 道路資産の未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>337,015百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>19,169,566百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>19,506,582百万円</td> </tr> </table> <p>(注1) 当社及び機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされています。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされています。</p> <p>(注2) 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入-加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額-実績料金収入)が減算されることとなっております。</p> <p>② 道路資産以外の未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>208百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>746百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>954百万円</td> </tr> </table>	1年内	337,015百万円	1年超	19,169,566百万円	合計	19,506,582百万円	1年内	208百万円	1年超	746百万円	合計	954百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引 (解約不能のもの)</p> <p>① 道路資産の未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>371,573百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>18,807,616百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>19,179,190百万円</td> </tr> </table> <p>(注1) 同左</p> <p>(注2) 同左</p> <p>② 道路資産以外の未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>251百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>760百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,012百万円</td> </tr> </table>	1年内	371,573百万円	1年超	18,807,616百万円	合計	19,179,190百万円	1年内	251百万円	1年超	760百万円	合計	1,012百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引 (解約不能のもの)</p> <p>① 道路資産の未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>332,290百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>19,011,309百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>19,343,599百万円</td> </tr> </table> <p>(注1) 同左</p> <p>(注2) 同左</p> <p>② 道路資産以外の未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>232百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>773百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,006百万円</td> </tr> </table>	1年内	332,290百万円	1年超	19,011,309百万円	合計	19,343,599百万円	1年内	232百万円	1年超	773百万円	合計	1,006百万円
1年内	337,015百万円																																					
1年超	19,169,566百万円																																					
合計	19,506,582百万円																																					
1年内	208百万円																																					
1年超	746百万円																																					
合計	954百万円																																					
1年内	371,573百万円																																					
1年超	18,807,616百万円																																					
合計	19,179,190百万円																																					
1年内	251百万円																																					
1年超	760百万円																																					
合計	1,012百万円																																					
1年内	332,290百万円																																					
1年超	19,011,309百万円																																					
合計	19,343,599百万円																																					
1年内	232百万円																																					
1年超	773百万円																																					
合計	1,006百万円																																					

(金融商品関係)

当中間連結会計期間末(平成22年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日現在における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません((注2)参照)。

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	21,433	21,433	—
(2) 高速道路事業営業未収入金	49,169	49,169	—
(3) 未収入金	7,142	7,142	—
(4) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	23,039	23,038	△0
②その他有価証券	35,840	35,840	—
(5) 流動資産その他(短期貸付金)	5,000	5,000	0
資産計	141,625	141,624	△0
(1) 高速道路事業営業未払金	40,029	40,029	—
(2) 未払法人税等	8,263	8,263	—
(3) 流動負債その他(未払金)	9,701	9,701	—
(4) 道路建設関係社債	793,628	840,722	47,093
(5) 道路建設関係長期借入金	426,940	431,012	4,072
(6) 長期借入金	14,830	15,069	239
負債計	1,293,393	1,344,799	51,405

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

また、満期のある預金については、短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2) 高速道路事業営業未収入金及び(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券のうち、譲渡性預金については、短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、満期保有目的の債券及び上記以外のその他有価証券については、取引所の価格によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(5) 流動資産その他(短期貸付金)

現先については、取引所の価格によっております。

負債

(1) 高速道路事業営業未払金、(2) 未払法人税等及び(3) 流動負債その他(未払金)

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 道路建設関係社債

市場価格に基づき算定しております。

(5) 道路建設関係長期借入金及び(6) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引」をご参照ください。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	保有目的	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	子会社及び関連会社株式	1,921
	その他有価証券	128

これらについては、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

前連結会計年度末(平成22年3月31日)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません((注2)参照)。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	27,389	27,389	—
(2) 高速道路事業営業未収入金	54,202	54,202	—
(3) 未収入金	16,967	16,967	—
(4) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	5,099	5,099	0
②その他有価証券	71,747	71,747	—
資産計	175,406	175,406	0
(1) 高速道路事業営業未払金	52,269	52,269	—
(2) 未払金	21,302	21,302	—
(3) 未払法人税等	4,662	4,662	—
(4) 道路建設関係社債	693,530	719,198	25,667
(5) 道路建設関係長期借入金	406,940	409,066	2,126
(6) 長期借入金	17,776	17,946	169
負債計	1,196,482	1,224,446	27,963

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

また、満期のある預金については、短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2) 高速道路事業営業未収入金及び(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券のうち、譲渡性預金については、短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、満期保有目的の債券及び上記以外のその他有価証券については、取引所の価格によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

(1) 高速道路事業営業未払金、(2) 未払金及び(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 道路建設関係社債

市場価格に基づき算定しております。

(5) 道路建設関係長期借入金及び(6) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引」をご参照ください。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	保有目的	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	子会社及び関連会社株式	1,929
	その他有価証券	129

これらについては、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成21年9月30日)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 国債・地方債等	99	100	0
(2) 社債	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	99	100	0

2. その他の有価証券で時価のあるもの

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	116	75	△40
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	178	178	—
(3) その他	—	—	—
合計	294	253	△40

(注) 1. 時価のあるその他有価証券について、次の判断基準に基づき減損処理を行うこととしております。

(1) 個々の銘柄について時価の下落率が50%を超える場合は、時価が著しく下落していると判断し、回復可能性がない場合は減損処理を行うこととしております。

(2) 個々の銘柄について時価の下落率が30%以上50%以下の場合は、次の三要件のいずれかに該当する銘柄を時価が著しく下落しており、回復可能性がないと判断し減損処理を行うこととしております。

① 当該銘柄について、過去2年間にわたり下落率が30%以上50%以下の状態となっている場合

② 当該銘柄の発行会社が債務超過の場合

③ 当該銘柄の発行会社が2期連続で損失を計上し、翌期も損失の計上が予想される場合

2. 組込デリバティブの時価を区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、債券に含めて記載しております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券	
① 非上場株式	147
② 非上場債券	—
③ その他	52,000
合計	52,147

当中間連結会計期間末（平成22年9月30日）

1. 満期保有目的の債券

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	50	50	0
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	12,998	12,998	0
	小計	13,048	13,049	0
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	9,990	9,989	△1
	小計	9,990	9,989	△1
合計		23,039	23,038	△0

2. その他有価証券

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	61	116	△54
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	179	179	—
	(3) その他	35,600	35,600	—
	小計	35,840	35,895	△54
合計		35,840	35,895	△54

(注) 1. 時価のあるその他有価証券について、次の判断基準に基づき減損処理を行うこととしております。

(1) 個々の銘柄について時価の下落率が50%を超える場合は、時価が著しく下落していると判断し、回復可能性がない場合は減損処理を行うこととしております。

(2) 個々の銘柄について時価の下落率が30%以上50%以下の場合は、次の三要件のいずれかに該当する銘柄を時価が著しく下落しており、回復可能性がないと判断し減損処理を行うこととしております。

① 当該銘柄について、過去2年間にわたり下落率が30%以上50%以下の状態となっている場合

② 当該銘柄の発行会社が債務超過の場合

③ 当該銘柄の発行会社が2期連続で損失を計上し、翌期も損失の計上が予想される場合

2. 組込デリバティブの時価を区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、債券に含めて記載しております。

3. 非上場株式（中間連結貸借対照表計上額128百万円）については、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

前連結会計年度末（平成22年3月31日）

1. 満期保有目的の債券

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	99	100	0
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	99	100	0
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	4,999	4,999	△0
	小計	4,999	4,999	△0
合計		5,099	5,099	0

2. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	71	116	△44
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	176	176	—
	(3) その他	71,500	71,500	—
	小計	71,747	71,792	△44
合計		71,747	71,792	△44

(注) 1. 時価のあるその他有価証券について、次の判断基準に基づき減損処理を行うこととしております。

(1) 個々の銘柄について時価の下落率が50%を超える場合は、時価が著しく下落していると判断し、回復可能性がない場合は減損処理を行うこととしております。

(2) 個々の銘柄について時価の下落率が30%以上50%以下の場合は、次の三要件のいずれかに該当する銘柄を時価が著しく下落しており、回復可能性がないと判断し減損処理を行うこととしております。

① 当該銘柄について、過去2年間にわたり下落率が30%以上50%以下の状態となっている場合

② 当該銘柄の発行会社が債務超過の場合

③ 当該銘柄の発行会社が2期連続で損失を計上し、翌期も損失の計上が予想される場合

2. 組込デリバティブの時価を区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、債券に含めて記載しております。

3. 非上場株式（連結貸借対照表計上額129百万円）については、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、「有価証券関係」に含めて記載しております。

当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、「有価証券関係」に含めて記載しております。

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、「有価証券関係」に含めて記載しております。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額及び中間連結決算日における時価に、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)			当連結会計年度末の時価 (百万円)
	前連結会計年度末残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産	6,356	3,559	9,915	9,571
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	120,303	△274	120,028	115,157

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額 (指標等を用いて調整を行ったものを含む。) であります。

(追加情報)

当連結会計年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号 平成20年11月28日)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日)を適用しております。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	高速道路事業 (百万円)	休憩所事業 (百万円)	その他(関連) 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	251,353	16,301	6,145	273,799	—	273,799
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	9	6	5	21	(21)	—
計	251,362	16,308	6,150	273,821	(21)	273,799
営業費用	233,575	11,502	6,655	251,733	(23)	251,710
営業利益又は営業損失(△)	17,786	4,805	△504	22,087	1	22,089

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	高速道路事業 (百万円)	休憩所事業 (百万円)	その他(関連) 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	535,621	29,776	16,105	581,502	—	581,502
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	17	14	7	40	(40)	—
計	535,639	29,790	16,112	581,542	(40)	581,502
営業費用	533,066	21,748	17,001	571,817	(47)	571,770
営業利益又は営業損失(△)	2,572	8,042	△889	9,725	7	9,732

(注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産に照らし、事業区分を行っております。

2. 各事業区分の主要内容

事業		業務内容
高速道路事業	建設事業	高速道路の新設、改築
	保全・サービス事業	高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理
休憩所事業		高速道路内におけるサービスエリアの建設、管理及び運営
その他(関連)事業		受託事業、トラックターミナル事業、占用施設活用事業、物販事業等

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

【セグメント情報】

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高経営意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、経営組織の形態と事業の特性に基づいて、「高速道路事業」「休憩所事業」「その他（関連）事業」の3つを報告セグメントとしております。

「高速道路事業」は、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理を行っております。「休憩所事業」は、高速道路内におけるサービスエリアの建設、管理及び運営を行っております。「その他（関連）事業」は、受託事業、トラックターミナル事業、占用施設活用事業、物販事業等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であり、事業別セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

また、共通部門に関わる有形固定資産及び無形固定資産については、各報告セグメントに配分しておりませんが、関連する費用については、合理的な基準に基づき各報告セグメントに配分しております。

なお、セグメント間の内部売上高又は振替高は、市場実勢価額に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

	報告セグメント				調整額(注1) (百万円)	中間連結財務諸表計上額 (注2) (百万円)
	高速道路事業 (百万円)	休憩所事業 (百万円)	その他（関連） 事業（百万円）	計 (百万円)		
売上高						
外部顧客に対する売上高	249,225	17,226	6,342	272,793	—	272,793
セグメント間の内部売上高又は振替高	11	9	10	31	(31)	—
計	249,237	17,235	6,352	272,825	(31)	272,793
セグメント利益又は損失（△）	13,927	4,047	△392	17,582	2	17,584
セグメント資産	1,328,538	148,187	9,929	1,486,654	114,348	1,601,003
セグメント負債	1,220,568	—	—	1,220,568	185,170	1,405,739
その他の項目						
減価償却費	7,123	972	91	8,187	—	8,187
持分法適用会社への投資額	1,573	—	347	1,921	—	1,921
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	11,573	3,925	21	15,521	1,339	16,860

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額2百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
- (2) セグメント資産の調整額114,348百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは余資運用資金（預金及び有価証券）及び共通部門に関わる資産等であります。
- (3) セグメント負債の調整額185,170百万円は、各報告セグメントに配分していない全社負債であり、その主なものは未払金及び退職給付引当金等であります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,339百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは当社のシステム開発によるものであります。

2. セグメント利益は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

	料金収入 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
外部顧客への売上高	228,956	43,837	272,793

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

	報告セグメント				全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路事業 (百万円)	休憩所事業 (百万円)	その他（関連） 事業（百万円）	計 (百万円)		
減損損失	-	-	-	-	41	41

(注) 減損損失は全て報告セグメントに配分していない全社資産（遊休不動産）に係る金額であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

のれんの償却額及び未償却残高はありません。

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりであります。

	報告セグメント				全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路事業 (百万円)	休憩所事業 (百万円)	その他（関連） 事業（百万円）	計 (百万円)		
当中間期償却額	-	-	-	-	171	171
当中間期末残高	-	-	-	-	6,069	6,069

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

(追加情報)

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

当中間連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(1株当たり情報)

項目	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	1,483.47円	1,501.30円	1,425.68円
1株当たり中間(当期)純利益金額	100.43円	75.73円	42.61円
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額	潜在株式が存在しないため記載していません。	同左	同左

(注) 1. 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
中間(当期)純利益(百万円)	13,055	9,845	5,540
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益(百万円)	13,055	9,845	5,540
普通株式の期中平均株式数(千株)	130,000	130,000	130,000

2. 1株当たり純資産の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	192,910	195,263	185,437
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	57	94	99
(うち少数株主持分)	(57)	(94)	(99)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(百万円)	192,852	195,169	185,338
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数(千株)	130,000	130,000	130,000

(企業結合等関係)

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																																																																																																
<p>I 社債の発行 当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。</p> <table border="1" data-bbox="178 290 395 915"> <tr><td>区分</td><td>中日本高速道路株式会社第11回社債</td></tr> <tr><td>発行総額</td><td>金200億円</td></tr> <tr><td>利率</td><td>年0.79パーセント</td></tr> <tr><td>発行価格</td><td>額面100円につき金99円97銭</td></tr> <tr><td>払込期日</td><td>平成21年11月30日</td></tr> <tr><td>償還期日</td><td>平成26年9月19日</td></tr> <tr><td>担保</td><td>一般担保</td></tr> <tr><td>資金の使途</td><td>高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金</td></tr> </table> <p>また、以下の条件で普通社債（政府保証債）を発行しました。</p> <table border="1" data-bbox="178 971 395 1592"> <tr><td>区分</td><td>政府保証第26回中日本高速道路債券</td></tr> <tr><td>発行総額</td><td>金100億円</td></tr> <tr><td>利率</td><td>年1.20パーセント</td></tr> <tr><td>発行価格</td><td>額面100円につき金99円35銭</td></tr> <tr><td>払込期日</td><td>平成21年12月14日</td></tr> <tr><td>償還期日</td><td>平成31年12月13日</td></tr> <tr><td>担保</td><td>一般担保</td></tr> <tr><td>資金の使途</td><td>高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金</td></tr> </table> <p>なお、上記の全ての社債に、以下の特約が付されております。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 機構法の規定により、債券に係る債務が機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。 ② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、機構法の規定により、機構の総財産についても、担保に供されることとしております。 ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。 	区分	中日本高速道路株式会社第11回社債	発行総額	金200億円	利率	年0.79パーセント	発行価格	額面100円につき金99円97銭	払込期日	平成21年11月30日	償還期日	平成26年9月19日	担保	一般担保	資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金	区分	政府保証第26回中日本高速道路債券	発行総額	金100億円	利率	年1.20パーセント	発行価格	額面100円につき金99円35銭	払込期日	平成21年12月14日	償還期日	平成31年12月13日	担保	一般担保	資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金	<p>I 社債の発行 当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。</p> <table border="1" data-bbox="614 290 981 915"> <tr><td>区分</td><td>中日本高速道路株式会社第20回社債</td><td>中日本高速道路株式会社第21回社債</td></tr> <tr><td>発行総額</td><td>金200億円</td><td>金100億円</td></tr> <tr><td>利率</td><td>年0.417パーセント</td><td>年0.592パーセント</td></tr> <tr><td>発行価格</td><td>額面100円につき金100円</td><td>額面100円につき金100円</td></tr> <tr><td>払込期日</td><td>平成22年11月22日</td><td>平成22年11月22日</td></tr> <tr><td>償還期日</td><td>平成27年9月18日</td><td>平成29年9月20日</td></tr> <tr><td>担保</td><td>一般担保</td><td>一般担保</td></tr> <tr><td>資金の使途</td><td>高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金</td><td>高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="614 945 828 1570"> <tr><td>区分</td><td>中日本高速道路株式会社第22回社債</td></tr> <tr><td>発行総額</td><td>金250億円</td></tr> <tr><td>利率</td><td>年1.036パーセント</td></tr> <tr><td>発行価格</td><td>額面100円につき金100円</td></tr> <tr><td>払込期日</td><td>平成22年11月22日</td></tr> <tr><td>償還期日</td><td>平成32年9月18日</td></tr> <tr><td>担保</td><td>一般担保</td></tr> <tr><td>資金の使途</td><td>高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金</td></tr> </table> <p>なお、上記の全ての社債に、以下の特約が付されております。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 機構法の規定により、債券に係る債務が機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。 ② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、機構法の規定により、機構の総財産についても、担保に供されることとしております。 ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。 	区分	中日本高速道路株式会社第20回社債	中日本高速道路株式会社第21回社債	発行総額	金200億円	金100億円	利率	年0.417パーセント	年0.592パーセント	発行価格	額面100円につき金100円	額面100円につき金100円	払込期日	平成22年11月22日	平成22年11月22日	償還期日	平成27年9月18日	平成29年9月20日	担保	一般担保	一般担保	資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金	区分	中日本高速道路株式会社第22回社債	発行総額	金250億円	利率	年1.036パーセント	発行価格	額面100円につき金100円	払込期日	平成22年11月22日	償還期日	平成32年9月18日	担保	一般担保	資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金	<p>I 社債の発行 当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。</p> <table border="1" data-bbox="1050 290 1417 915"> <tr><td>区分</td><td>中日本高速道路株式会社第14回社債</td><td>中日本高速道路株式会社第15回社債</td></tr> <tr><td>発行総額</td><td>金250億円</td><td>金100億円</td></tr> <tr><td>利率</td><td>年0.623パーセント</td><td>年0.931パーセント</td></tr> <tr><td>発行価格</td><td>額面100円につき金100円</td><td>額面100円につき金100円</td></tr> <tr><td>払込期日</td><td>平成22年4月30日</td><td>平成22年4月30日</td></tr> <tr><td>償還期日</td><td>平成27年3月20日</td><td>平成29年3月17日</td></tr> <tr><td>担保</td><td>一般担保</td><td>一般担保</td></tr> <tr><td>資金の使途</td><td>高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金</td><td>高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="1050 945 1264 1570"> <tr><td>区分</td><td>中日本高速道路株式会社第16回社債</td></tr> <tr><td>発行総額</td><td>金150億円</td></tr> <tr><td>利率</td><td>年1.447パーセント</td></tr> <tr><td>発行価格</td><td>額面100円につき金100円</td></tr> <tr><td>払込期日</td><td>平成22年4月30日</td></tr> <tr><td>償還期日</td><td>平成32年3月19日</td></tr> <tr><td>担保</td><td>一般担保</td></tr> <tr><td>資金の使途</td><td>高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金</td></tr> </table> <p>なお、上記の全ての社債に、以下の特約が付されております。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 機構法の規定により、債券に係る債務が機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。 ② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、機構法の規定により、機構の総財産についても、担保に供されることとしております。 ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。 	区分	中日本高速道路株式会社第14回社債	中日本高速道路株式会社第15回社債	発行総額	金250億円	金100億円	利率	年0.623パーセント	年0.931パーセント	発行価格	額面100円につき金100円	額面100円につき金100円	払込期日	平成22年4月30日	平成22年4月30日	償還期日	平成27年3月20日	平成29年3月17日	担保	一般担保	一般担保	資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金	区分	中日本高速道路株式会社第16回社債	発行総額	金150億円	利率	年1.447パーセント	発行価格	額面100円につき金100円	払込期日	平成22年4月30日	償還期日	平成32年3月19日	担保	一般担保	資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金
区分	中日本高速道路株式会社第11回社債																																																																																																																	
発行総額	金200億円																																																																																																																	
利率	年0.79パーセント																																																																																																																	
発行価格	額面100円につき金99円97銭																																																																																																																	
払込期日	平成21年11月30日																																																																																																																	
償還期日	平成26年9月19日																																																																																																																	
担保	一般担保																																																																																																																	
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金																																																																																																																	
区分	政府保証第26回中日本高速道路債券																																																																																																																	
発行総額	金100億円																																																																																																																	
利率	年1.20パーセント																																																																																																																	
発行価格	額面100円につき金99円35銭																																																																																																																	
払込期日	平成21年12月14日																																																																																																																	
償還期日	平成31年12月13日																																																																																																																	
担保	一般担保																																																																																																																	
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金																																																																																																																	
区分	中日本高速道路株式会社第20回社債	中日本高速道路株式会社第21回社債																																																																																																																
発行総額	金200億円	金100億円																																																																																																																
利率	年0.417パーセント	年0.592パーセント																																																																																																																
発行価格	額面100円につき金100円	額面100円につき金100円																																																																																																																
払込期日	平成22年11月22日	平成22年11月22日																																																																																																																
償還期日	平成27年9月18日	平成29年9月20日																																																																																																																
担保	一般担保	一般担保																																																																																																																
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金																																																																																																																
区分	中日本高速道路株式会社第22回社債																																																																																																																	
発行総額	金250億円																																																																																																																	
利率	年1.036パーセント																																																																																																																	
発行価格	額面100円につき金100円																																																																																																																	
払込期日	平成22年11月22日																																																																																																																	
償還期日	平成32年9月18日																																																																																																																	
担保	一般担保																																																																																																																	
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金																																																																																																																	
区分	中日本高速道路株式会社第14回社債	中日本高速道路株式会社第15回社債																																																																																																																
発行総額	金250億円	金100億円																																																																																																																
利率	年0.623パーセント	年0.931パーセント																																																																																																																
発行価格	額面100円につき金100円	額面100円につき金100円																																																																																																																
払込期日	平成22年4月30日	平成22年4月30日																																																																																																																
償還期日	平成27年3月20日	平成29年3月17日																																																																																																																
担保	一般担保	一般担保																																																																																																																
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金																																																																																																																
区分	中日本高速道路株式会社第16回社債																																																																																																																	
発行総額	金150億円																																																																																																																	
利率	年1.447パーセント																																																																																																																	
発行価格	額面100円につき金100円																																																																																																																	
払込期日	平成22年4月30日																																																																																																																	
償還期日	平成32年3月19日																																																																																																																	
担保	一般担保																																																																																																																	
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金																																																																																																																	

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																
		<p>II 重要な契約の締結</p> <p>国土交通省が行う「平成22年度 高速道路無料化社会実験」に伴い、国土交通省及び当社は、平成22年6月15日付けで「平成22年度 高速道路の無料化社会実験に係る契約書」を締結しております。</p> <p>① 契約相手方 国土交通省関東地方整備局他1局</p> <p>② 契約締結日 平成22年6月15日</p> <p>③ 契約の内容 無料化社会実験に係る諸作業について必要事項を定め、無料化社会実験の適正かつ円滑な遂行を図るため、社会実験の内容、業務分担及び費用負担、高速道路の収入に影響を生じさせないための措置を定めております。</p> <p>④ 影響 無料化社会実験に伴い当社が管理する高速道路の収入に影響を生じさせないための費用は、国土交通省関東地方整備局他1局が全額負担することとしております。</p> <p>III 多額な資金の借入 当社は、以下の資金の借入を行いました。</p> <table border="1" data-bbox="1046 904 1417 1585"> <tr> <td>借入先の名称</td> <td>㈱みずほコーポレート銀行他21金融機関</td> </tr> <tr> <td>借入金額</td> <td>金200億円</td> </tr> <tr> <td>返済方法</td> <td>期日一括返済</td> </tr> <tr> <td>借入の実施期間</td> <td>平成22年6月18日</td> </tr> <tr> <td>返済期日</td> <td>平成26年2月28日</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>無担保</td> </tr> <tr> <td>資金の使途</td> <td>高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>借入に係る債務は、機構法第15条第1項の対象となる債務であること</td> </tr> </table>	借入先の名称	㈱みずほコーポレート銀行他21金融機関	借入金額	金200億円	返済方法	期日一括返済	借入の実施期間	平成22年6月18日	返済期日	平成26年2月28日	担保	無担保	資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金	その他	借入に係る債務は、機構法第15条第1項の対象となる債務であること
借入先の名称	㈱みずほコーポレート銀行他21金融機関																	
借入金額	金200億円																	
返済方法	期日一括返済																	
借入の実施期間	平成22年6月18日																	
返済期日	平成26年2月28日																	
担保	無担保																	
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金																	
その他	借入に係る債務は、機構法第15条第1項の対象となる債務であること																	

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】
 (1) 【中間財務諸表】
 ① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度の要約 貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	64,238	18,975	24,490
高速道路事業営業未収入金	35,978	49,172	54,205
未収入金	※7 4,754	※7 6,225	15,563
有価証券	52,000	58,589	76,499
たな卸資産	955,487	1,165,913	1,036,147
その他	43,033	※3 31,654	20,625
貸倒引当金	△17	△14	△21
流動資産合計	1,155,474	1,330,516	1,227,510
固定資産			
高速道路事業固定資産			
有形固定資産	※1 73,036	※1, ※4 86,263	※1, ※4 81,379
無形固定資産	3,473	3,239	3,605
高速道路事業固定資産合計	76,509	89,503	84,984
関連事業固定資産			
有形固定資産			
土地	104,313	104,213	104,207
その他(純額)	23,735	29,464	27,133
有形固定資産合計	※1 128,049	※1 133,678	※1 131,340
無形固定資産	163	136	143
関連事業固定資産合計	128,212	133,814	131,484
各事業共用固定資産			
有形固定資産	※1 21,015	※1 21,619	※1 21,116
無形固定資産	3,602	3,473	4,300
各事業共用固定資産合計	24,618	25,093	25,416
その他の固定資産			
有形固定資産	※1 544	※1 481	※1 484
その他の固定資産合計	544	481	484
投資その他の資産			
投資その他の資産	※2 10,449	※2 10,387	※2 10,425
貸倒引当金	△280	△230	△253
投資その他の資産合計	10,168	10,156	10,172
固定資産合計	240,052	259,049	252,542
繰延資産	1,497	1,733	1,574
資産合計	※2 1,397,024	※2 1,591,300	※2 1,481,628

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度の要約 貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部			
流動負債			
高速道路事業営業未払金	51,408	48,452	66,920
1年以内返済予定長期借入金	5,732	4,730	5,604
リース債務	22	40	38
未払法人税等	9,804	7,348	3,061
引当金	1,743	1,632	1,479
資産除去債務	—	11	—
その他	42,737	47,239	51,574
流動負債合計	111,448	109,455	128,679
固定負債			
道路建設関係社債	※2 653,471	※2 793,628	※2 693,530
道路建設関係長期借入金	368,140	426,940	406,940
その他の長期借入金	14,830	10,100	12,172
リース債務	70	97	106
退職給付引当金	46,687	48,495	47,428
その他の引当金	6,841	6,630	6,232
その他	11,102	11,639	11,848
固定負債合計	1,101,144	1,297,531	1,178,258
負債合計	1,212,592	1,406,986	1,306,937
純資産の部			
株主資本			
資本金	65,000	65,000	65,000
資本剰余金			
資本準備金	65,000	65,000	65,000
その他資本剰余金	6,650	6,650	6,650
資本剰余金合計	71,650	71,650	71,650
利益剰余金			
その他利益剰余金			
高速道路事業積立金	26,375	26,344	26,375
別途積立金	9,928	11,669	9,928
繰越利益剰余金	11,477	9,650	1,736
利益剰余金合計	47,781	47,663	38,040
株主資本合計	184,431	184,313	174,690
純資産合計	184,431	184,313	174,690
負債純資産合計	1,397,024	1,591,300	1,481,628

②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度の要約 損益計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
高速道路事業営業損益			
営業収益	250,374	247,687	533,396
営業費用	233,588	234,170	533,735
高速道路事業営業利益又は高速道路事業営業損失 (△)	16,786	13,516	△339
関連事業営業損益			
営業収益			
受託業務収入	5,659	5,982	15,222
休憩所等事業収入	7,126	6,881	13,193
不動産賃貸収入	59	59	119
その他の事業収入	431	309	771
営業収益合計	13,276	13,234	29,305
営業費用			
受託業務事業費	5,686	5,987	15,222
休憩所等事業費	3,709	3,781	7,474
不動産賃貸費用	21	21	43
その他の事業費用	954	753	1,782
営業費用合計	10,371	10,543	24,522
関連事業営業利益	2,905	2,690	4,783
全事業営業利益			
	19,692	16,206	4,444
営業外収益	※1 510	※1 948	※1 976
営業外費用	※2 212	※2 260	※2 480
経常利益	19,990	16,894	4,939
特別利益	※3 18	※3 67	※3 298
特別損失	※4 35	※4、※6 468	※4 136
税引前中間純利益	19,973	16,493	5,101
法人税、住民税及び事業税	9,310	6,930	3,970
法人税等調整額	△813	△59	△605
法人税等合計	8,496	6,870	3,364
中間純利益	11,477	9,623	1,736

③【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度の要約 株主資本等変動計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	65,000	65,000	65,000
当中間期末残高	65,000	65,000	65,000
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	65,000	65,000	65,000
当中間期末残高	65,000	65,000	65,000
その他資本剰余金			
前期末残高	6,650	6,650	6,650
当中間期末残高	6,650	6,650	6,650
資本剰余金合計			
前期末残高	71,650	71,650	71,650
当中間期末残高	71,650	71,650	71,650
利益剰余金			
その他利益剰余金			
高速道路事業積立金			
前期末残高	23,726	26,375	23,726
当中間期変動額			
高速道路事業積立金の積立	2,649	—	2,649
高速道路事業積立金の取崩	—	△31	—
当中間期変動額合計	2,649	△31	2,649
当中間期末残高	26,375	26,344	26,375
別途積立金			
前期末残高	7,213	9,928	7,213
当中間期変動額			
別途積立金の積立	2,714	1,741	2,714
当中間期変動額合計	2,714	1,741	2,714
当中間期末残高	9,928	11,669	9,928
繰越利益剰余金			
前期末残高	5,363	1,736	5,363
当中間期変動額			
高速道路事業積立金の積立	△2,649	—	△2,649
高速道路事業積立金の取崩	—	31	—
別途積立金の積立	△2,714	△1,741	△2,714
中間純利益	11,477	9,623	1,736
当中間期変動額合計	6,114	7,913	△3,626
当中間期末残高	11,477	9,650	1,736
利益剰余金合計			
前期末残高	36,303	38,040	36,303
当中間期変動額			
高速道路事業積立金の積立	—	—	—
高速道路事業積立金の取崩	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
中間純利益	11,477	9,623	1,736
当中間期変動額合計	11,477	9,623	1,736
当中間期末残高	47,781	47,663	38,040
株主資本合計			
前期末残高	172,953	174,690	172,953
当中間期変動額			
中間純利益	11,477	9,623	1,736
当中間期変動額合計	11,477	9,623	1,736
当中間期末残高	184,431	184,313	174,690

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度の要約 株主資本等変動計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
純資産合計			
前期末残高	172,953	174,690	172,953
当中間期変動額			
中間純利益	11,477	9,623	1,736
当中間期変動額合計	11,477	9,623	1,736
当中間期末残高	184,431	184,313	174,690

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

<p>前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>						
<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>① 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。</p> <p>② 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>③ その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>① 仕掛道路資産 個別法による原価法によっております。</p> <p>なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。</p> <p>また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。</p> <p>② 商品、原材料、貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>① 満期保有目的の債券 同左</p> <p>② 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>③ その他有価証券 時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>① 仕掛道路資産 同左</p> <p>② 商品、原材料、貯蔵品 同左</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>① 満期保有目的の債券 同左</p> <p>② 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>③ その他有価証券 時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>① 仕掛道路資産 同左</p> <p>② 商品、原材料、貯蔵品 同左</p>						
<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="236 1334 502 1421"> <tr> <td>建物</td> <td>7～50年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>7～50年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>5～17年</td> </tr> </table> <p>また、道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	建物	7～50年	構築物	7～50年	機械及び装置	5～17年	<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 同左</p>	<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 同左</p>
建物	7～50年							
構築物	7～50年							
機械及び装置	5～17年							
<p>3 繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間で均等償却しております。</p>	<p>3 繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 同左</p>	<p>3 繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 同左</p>						

<p>前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>4 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、合理的見積り方法によって今後判明すると見込まれる被害額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>(6) ETCマイレージサービス引当金 ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。</p> <p>(7) ポイント引当金 カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当中間会計期間末における将来の使用見込額を計上しております。</p>	<p>4 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 同左</p> <p>(4) 退職給付引当金 同左</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(6) ETCマイレージサービス引当金 同左</p> <p>(7) ポイント引当金 同左</p>	<p>4 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。</p> <p>(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 同左</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。</p> <p>(6) ETCマイレージサービス引当金 ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。</p> <p>(7) ポイント引当金 カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当事業年度末における将来の使用見込額を計上しております。</p>

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>5 収益及び費用の計上基準</p> <p>完成工事高及び完成工事原価の計上基準</p> <p>道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。</p> <p>また、受託業務収入に係る工事契約については、当中間会計期間末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。</p> <p>なお、平成21年3月31日以前に着手した工事については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。</p>	<p>5 収益及び費用の計上基準</p> <p>完成工事高及び完成工事原価の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>5 収益及び費用の計上基準</p> <p>完成工事高及び完成工事原価の計上基準</p> <p>道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。</p> <p>また、受託業務収入に係る工事契約については、当事業年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。</p> <p>なお、平成21年3月31日以前に着手した工事については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。</p>
<p>6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>消費税等の会計処理</p> <p>消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。</p>	<p>6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>	<p>6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

<p>前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>(工事契約に関する会計基準)</p> <p>受託業務の工事に係る収益の計上基準については、従来、請負金額が50億円以上で、かつ工期が2年を超える工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)の適用に伴い、平成21年4月1日以降、新たに着手した工事契約から当中間会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準(工事の進捗度の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。</p> <p>なお、当中間会計期間においては、該当する工事契約がないため、これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>(資産除去債務に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間から、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(工事契約に関する会計基準)</p> <p>受託業務の工事に係る収益の計上基準については、従来、請負金額が50億円以上で、かつ工期が2年を超える工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)の適用に伴い、平成21年4月1日以降、新たに着手した工事契約から当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準(工事の進捗度の見積りは原価比例法)を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(退職給付に係る会計基準)</p> <p>当事業年度から「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準委員会 企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。</p> <p>この結果、割引率に重要な変動が生じなかったため、従来と同一の割引率を使用しており、退職給付債務の未処理残高に与える影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

<p>前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)</p>
<p>(中間貸借対照表) 前中間会計期間末まで区分掲記しておりました流動資産の「短期貸付金」(当中間会計期間末5百万円)は、重要性が乏しくなったため、流動資産の「その他」に含めて表示しております。</p>	<p>—————</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)																																														
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 41,590百万円</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。</p> <p>① 道路建設関係社債653,471百万円 (額面額655,000百万円)</p> <p>② 機構法第15条の規定により、機構に引き渡した社債に係る債務70,000百万円</p> <p>なお、上記の他、「前払式証券の規制等に関する法律」及び「宅地建物取引業法」に基づく営業保証金として、「投資その他の資産」33百万円を法務局に供託しております。</p> <p>3 _____</p> <p>4 _____</p> <p>5 偶発債務 下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路が道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)に係る債務については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">機構</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">6,718,375百万円</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路</td> <td style="text-align: right;">32,579百万円</td> </tr> <tr> <td>西日本高速道路</td> <td style="text-align: right;">494百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">6,751,449百万円</td> </tr> </table>	機構	6,718,375百万円	東日本高速道路	32,579百万円	西日本高速道路	494百万円	計	6,751,449百万円	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 52,107百万円</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。</p> <p>① 道路建設関係社債793,628百万円 (額面額795,000百万円)</p> <p>② 機構法第15条の規定により、機構に引き渡した社債に係る債務120,000百万円</p> <p>なお、上記の他、「前払式証券の規制等に関する法律」及び「宅地建物取引業法」に基づく営業保証金として、「投資その他の資産」33百万円を法務局に供託しております。</p> <p>※3 流動資産「その他」には現先が5,000百万円含まれており、譲渡性預金を担保資産として保有しております。その決算日現在の時価は、5,000百万円であります。</p> <p>※4 有形固定資産の圧縮記帳 国庫補助金の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は21百万円であり、その内訳は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">高速道路事業固定資産</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td style="text-align: right;">21百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">なお、国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高速道路事業固定資産</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td style="text-align: right;">23百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">24百万円</td> </tr> </table> <p>5 偶発債務 下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路が道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)に係る債務については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">機構</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">5,190,580百万円</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路</td> <td style="text-align: right;">23,532百万円</td> </tr> <tr> <td>西日本高速道路</td> <td style="text-align: right;">349百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">5,214,462百万円</td> </tr> </table>	高速道路事業固定資産		車両運搬具	21百万円	なお、国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。		高速道路事業固定資産		機械及び装置	1百万円	車両運搬具	23百万円	計	24百万円	機構	5,190,580百万円	東日本高速道路	23,532百万円	西日本高速道路	349百万円	計	5,214,462百万円	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 46,216百万円</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。</p> <p>① 道路建設関係社債693,530百万円 (額面額695,000百万円)</p> <p>② 機構法第15条の規定により、機構に引き渡した社債に係る債務100,000百万円</p> <p>なお、上記の他、「前払式証券の規制等に関する法律」及び「宅地建物取引業法」に基づく営業保証金として、「投資その他の資産」33百万円を法務局に供託しております。</p> <p>3 _____</p> <p>※4 有形固定資産の圧縮記帳 国庫補助金の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は3百万円であり、その内訳は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">高速道路事業固定資産</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">3百万円</td> </tr> </table> <p>5 偶発債務 下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路が道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)に係る債務については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">機構</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">5,847,179百万円</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路</td> <td style="text-align: right;">27,637百万円</td> </tr> <tr> <td>西日本高速道路</td> <td style="text-align: right;">422百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">5,875,239百万円</td> </tr> </table>	高速道路事業固定資産		機械及び装置	1百万円	車両運搬具	1百万円	計	3百万円	機構	5,847,179百万円	東日本高速道路	27,637百万円	西日本高速道路	422百万円	計	5,875,239百万円
機構	6,718,375百万円																																															
東日本高速道路	32,579百万円																																															
西日本高速道路	494百万円																																															
計	6,751,449百万円																																															
高速道路事業固定資産																																																
車両運搬具	21百万円																																															
なお、国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。																																																
高速道路事業固定資産																																																
機械及び装置	1百万円																																															
車両運搬具	23百万円																																															
計	24百万円																																															
機構	5,190,580百万円																																															
東日本高速道路	23,532百万円																																															
西日本高速道路	349百万円																																															
計	5,214,462百万円																																															
高速道路事業固定資産																																																
機械及び装置	1百万円																																															
車両運搬具	1百万円																																															
計	3百万円																																															
機構	5,847,179百万円																																															
東日本高速道路	27,637百万円																																															
西日本高速道路	422百万円																																															
計	5,875,239百万円																																															

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>(2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>① 道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く）については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p> <p>機構 50,664百万円</p> <p>② 道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>機構 213,200百万円</p> <p>③ 当社が発行した社債及び調達した借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>機構 84,800百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、当中間会計期間で道路建設関係社債が30,000百万円、道路建設関係長期借入金が14,800百万円減少しております。</p> <p>6 貸出コミットメント</p> <p>当社は、グループ内資金の効率化を図ることを目的としてCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）基本契約を締結し、当該契約にて貸付限度額を設定しております。この契約に基づく当中間会計期間末の貸出未実行残高は、以下のとおりであります。</p> <p>貸出コミットメントの総額 4,300百万円</p> <p>貸出実行残高 ー百万円</p> <p>差引額 4,300百万円</p> <p>※7 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動資産の「未収入金」に含めて表示しております。</p>	<p>(2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>① 道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く）については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p> <p>機構 45,179百万円</p> <p>② 道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>機構 213,200百万円</p> <p>③ 当社が発行した社債及び調達した借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>機構 157,000百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、当中間会計期間で道路建設関係社債が20,000百万円減少しております。</p> <p>6 貸出コミットメント</p> <p>当社は、グループ内資金の効率化を図ることを目的としてCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）基本契約を締結し、当該契約にて貸付限度額を設定しております。この契約に基づく当中間会計期間末の貸出未実行残高は、以下のとおりであります。</p> <p>貸出コミットメントの総額 5,500百万円</p> <p>貸出実行残高 ー百万円</p> <p>差引額 5,500百万円</p> <p>※7 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動資産の「未収入金」に含めて表示しております。</p>	<p>(2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>① 道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く）については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p> <p>機構 47,922百万円</p> <p>② 道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>機構 213,200百万円</p> <p>③ 当社が発行した社債及び調達した借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>機構 137,000百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、当事業年度で道路建設関係社債が60,000百万円、道路建設関係長期借入金が37,000百万円減少しております。</p> <p>6 貸出コミットメント</p> <p>当社は、グループ内資金の効率化を図ることを目的としてCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）基本契約を締結し、当該契約にて貸付限度額を設定しております。この契約に基づく当事業年度末の貸出未実行残高は、以下のとおりであります。</p> <p>貸出コミットメントの総額 4,300百万円</p> <p>貸出実行残高 ー百万円</p> <p>差引額 4,300百万円</p> <p>7</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)						
※1 営業外収益の主要項目 受取利息 49百万円 有価証券利息 157百万円 土地物件貸付料 146百万円 ※2 営業外費用の主要項目 支払利息 200百万円 ※3 特別利益の主要項目 固定資産売却益 土地 13百万円 車両運搬具 4百万円 その他 0百万円 計 18百万円 ※4 特別損失の主要項目 固定資産売却損 土地 35百万円 その他 0百万円 計 35百万円 5 減価償却実施額 有形固定資産 5,801百万円 無形固定資産 1,101百万円 6 _____	※1 営業外収益の主要項目 受取利息 18百万円 有価証券利息 37百万円 受取配当金 619百万円 土地物件貸付料 116百万円 ※2 営業外費用の主要項目 支払利息 148百万円 ※3 特別利益の主要項目 ポイント引当金戻入額 67百万円 ※4 特別損失の主要項目 固定資産売却損 土地 2百万円 固定資産除却損 建物 329百万円 構築物 9百万円 計 339百万円 減損損失 41百万円 前期損益修正損 84百万円 システム改修による預り連絡料金等の 残高修正によるものです。 5 減価償却実施額 有形固定資産 6,466百万円 無形固定資産 1,279百万円 ※6 減損損失 当中間会計期間において、当社は以下 の資産グループについて減損損失を計上 しました。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都町田市</td> <td>遊休不動産</td> <td>建物、構築物</td> </tr> </tbody> </table> 当社は、原則として、事業区分により グルーピングを行っており、遊休不動 産については、個別資産ごとにグル ーピングを行っております。 当中間会計期間において、遊休不動 産のうち、廃止を決定した資産グル ープの帳簿価額を備忘価額まで減額し、 当該減少額を減損損失41百万円（うち 建物38百万円、構築物2百万円）とし て特別損失に計上しております。	場所	用途	種類	東京都町田市	遊休不動産	建物、構築物	※1 営業外収益の主要項目 受取利息 89百万円 有価証券利息 263百万円 土地物件貸付料 290百万円 ※2 営業外費用の主要項目 支払利息 375百万円 ※3 特別利益の主要項目 固定資産売却益 車両運搬具 36百万円 機械及び装置 31百万円 土地 26百万円 計 94百万円 前期損益修正益 204百万円 固定資産の自主点検等によるもので あります。 ※4 特別損失の主要項目 固定資産売却損 土地 57百万円 その他 0百万円 計 57百万円 前期損益修正損 78百万円 固定資産の自主点検等によるもので あります。 5 減価償却実施額 有形固定資産 11,757百万円 無形固定資産 2,259百万円 6 _____
場所	用途	種類						
東京都町田市	遊休不動産	建物、構築物						

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																																																														
<p>リース取引開始日が平成20年4月1日より前に開始する事業年度に属するものは、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。</p> <p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産(機械及び装置)</td> <td>34</td> <td>23</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産(工具、器具及び備品)</td> <td>1,319</td> <td>813</td> <td>506</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,354</td> <td>836</td> <td>517</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>261百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>256百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>517百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>178百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>178百万円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	有形固定資産(機械及び装置)	34	23	10	有形固定資産(工具、器具及び備品)	1,319	813	506	合計	1,354	836	517	1年内	261百万円	1年超	256百万円	合計	517百万円	支払リース料	178百万円	減価償却費相当額	178百万円	<p>同左</p> <p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産(機械及び装置)</td> <td>34</td> <td>31</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産(工具、器具及び備品)</td> <td>964</td> <td>710</td> <td>253</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>998</td> <td>742</td> <td>256</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 同左</p> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>185百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>71百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>256百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 同左</p> <p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>121百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>121百万円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	有形固定資産(機械及び装置)	34	31	2	有形固定資産(工具、器具及び備品)	964	710	253	合計	998	742	256	1年内	185百万円	1年超	71百万円	合計	256百万円	支払リース料	121百万円	減価償却費相当額	121百万円	<p>同左</p> <p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>34</td> <td>27</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>977</td> <td>605</td> <td>371</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,011</td> <td>633</td> <td>378</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>241百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>137百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>378百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>317百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>317百万円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械及び装置	34	27	6	工具、器具及び備品	977	605	371	合計	1,011	633	378	1年内	241百万円	1年超	137百万円	合計	378百万円	支払リース料	317百万円	減価償却費相当額	317百万円
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																													
有形固定資産(機械及び装置)	34	23	10																																																																													
有形固定資産(工具、器具及び備品)	1,319	813	506																																																																													
合計	1,354	836	517																																																																													
1年内	261百万円																																																																															
1年超	256百万円																																																																															
合計	517百万円																																																																															
支払リース料	178百万円																																																																															
減価償却費相当額	178百万円																																																																															
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																													
有形固定資産(機械及び装置)	34	31	2																																																																													
有形固定資産(工具、器具及び備品)	964	710	253																																																																													
合計	998	742	256																																																																													
1年内	185百万円																																																																															
1年超	71百万円																																																																															
合計	256百万円																																																																															
支払リース料	121百万円																																																																															
減価償却費相当額	121百万円																																																																															
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																																													
機械及び装置	34	27	6																																																																													
工具、器具及び備品	977	605	371																																																																													
合計	1,011	633	378																																																																													
1年内	241百万円																																																																															
1年超	137百万円																																																																															
合計	378百万円																																																																															
支払リース料	317百万円																																																																															
減価償却費相当額	317百万円																																																																															

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																				
<p>2 オペレーティング・リース取引 (解約不能のもの)</p> <p>① 道路資産の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>337,015百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>19,169,566百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>19,506,582百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 当社及び機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされています。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされています。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入ー加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額ー実績料金収入)が減算されることとなっております。</p> <p>② 道路資産以外の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>109百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>413百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>523百万円</td> </tr> </table>	1年内	337,015百万円	1年超	19,169,566百万円	合計	19,506,582百万円	1年内	109百万円	1年超	413百万円	合計	523百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引 (解約不能のもの)</p> <p>① 道路資産の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>371,573百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>18,807,616百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>19,179,190百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 同左</p> <p>2. 同左</p> <p>② 道路資産以外の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>102百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>315百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>417百万円</td> </tr> </table>	1年内	371,573百万円	1年超	18,807,616百万円	合計	19,179,190百万円	1年内	102百万円	1年超	315百万円	合計	417百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引 (解約不能のもの)</p> <p>① 道路資産の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>332,290百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>19,011,309百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>19,343,599百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 同左</p> <p>2. 同左</p> <p>② 道路資産以外の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>106百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>365百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>471百万円</td> </tr> </table>	1年内	332,290百万円	1年超	19,011,309百万円	合計	19,343,599百万円	1年内	106百万円	1年超	365百万円	合計	471百万円
1年内	337,015百万円																																					
1年超	19,169,566百万円																																					
合計	19,506,582百万円																																					
1年内	109百万円																																					
1年超	413百万円																																					
合計	523百万円																																					
1年内	371,573百万円																																					
1年超	18,807,616百万円																																					
合計	19,179,190百万円																																					
1年内	102百万円																																					
1年超	315百万円																																					
合計	417百万円																																					
1年内	332,290百万円																																					
1年超	19,011,309百万円																																					
合計	19,343,599百万円																																					
1年内	106百万円																																					
1年超	365百万円																																					
合計	471百万円																																					

(有価証券関係)

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当中間会計期間末 (平成22年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式 (中間貸借対照表計上額 子会社株式5,556百万円、関連会社株式1,314百万円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

前事業年度末 (平成22年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式 (貸借対照表計上額 子会社株式5,556百万円、関連会社株式1,314百万円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

(企業結合等関係)

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	1,418.70円	1,417.79円	1,343.77円
1株当たり中間(当期)純利益金額	88.28円	74.02円	13.35円
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額	潜在株式が存在しないため記載しておりません。	同左	同左

(注) 1. 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
中間(当期)純利益(百万円)	11,477	9,623	1,736
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-	-
普通株式に係る中間(当期)純利益(百万円)	11,477	9,623	1,736
普通株式の期中平均株式数(千株)	130,000	130,000	130,000

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	184,431	184,313	174,690
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	-	-	-
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(百万円)	184,431	184,313	174,690
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数(千株)	130,000	130,000	130,000

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																																																
<p>I 社債の発行 当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。</p> <table border="1" data-bbox="178 297 395 919"> <tr><td>区分</td><td>中日本高速道路株式会社第11回社債</td></tr> <tr><td>発行総額</td><td>金200億円</td></tr> <tr><td>利率</td><td>年0.79パーセント</td></tr> <tr><td>発行価格</td><td>額面100円につき金99円97銭</td></tr> <tr><td>払込期日</td><td>平成21年11月30日</td></tr> <tr><td>償還期日</td><td>平成26年9月19日</td></tr> <tr><td>担保</td><td>一般担保</td></tr> <tr><td>資金の使途</td><td>高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金</td></tr> </table>	区分	中日本高速道路株式会社第11回社債	発行総額	金200億円	利率	年0.79パーセント	発行価格	額面100円につき金99円97銭	払込期日	平成21年11月30日	償還期日	平成26年9月19日	担保	一般担保	資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金	<p>I 社債の発行 当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。</p> <table border="1" data-bbox="614 297 983 919"> <tr><td>区分</td><td>中日本高速道路株式会社第20回社債</td><td>中日本高速道路株式会社第21回社債</td></tr> <tr><td>発行総額</td><td>金200億円</td><td>金100億円</td></tr> <tr><td>利率</td><td>年0.417パーセント</td><td>年0.592パーセント</td></tr> <tr><td>発行価格</td><td>額面100円につき金100円</td><td>額面100円につき金100円</td></tr> <tr><td>払込期日</td><td>平成22年11月22日</td><td>平成22年11月22日</td></tr> <tr><td>償還期日</td><td>平成27年9月18日</td><td>平成29年9月20日</td></tr> <tr><td>担保</td><td>一般担保</td><td>一般担保</td></tr> <tr><td>資金の使途</td><td>高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金</td><td>高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金</td></tr> </table>	区分	中日本高速道路株式会社第20回社債	中日本高速道路株式会社第21回社債	発行総額	金200億円	金100億円	利率	年0.417パーセント	年0.592パーセント	発行価格	額面100円につき金100円	額面100円につき金100円	払込期日	平成22年11月22日	平成22年11月22日	償還期日	平成27年9月18日	平成29年9月20日	担保	一般担保	一般担保	資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金	<p>I 社債の発行 当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。</p> <table border="1" data-bbox="1050 297 1426 919"> <tr><td>区分</td><td>中日本高速道路株式会社第14回社債</td><td>中日本高速道路株式会社第15回社債</td></tr> <tr><td>発行総額</td><td>金250億円</td><td>金100億円</td></tr> <tr><td>利率</td><td>年0.623パーセント</td><td>年0.931パーセント</td></tr> <tr><td>発行価格</td><td>額面100円につき金100円</td><td>額面100円につき金100円</td></tr> <tr><td>払込期日</td><td>平成22年4月30日</td><td>平成22年4月30日</td></tr> <tr><td>償還期日</td><td>平成27年3月20日</td><td>平成29年3月17日</td></tr> <tr><td>担保</td><td>一般担保</td><td>一般担保</td></tr> <tr><td>資金の使途</td><td>高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金</td><td>高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金</td></tr> </table>	区分	中日本高速道路株式会社第14回社債	中日本高速道路株式会社第15回社債	発行総額	金250億円	金100億円	利率	年0.623パーセント	年0.931パーセント	発行価格	額面100円につき金100円	額面100円につき金100円	払込期日	平成22年4月30日	平成22年4月30日	償還期日	平成27年3月20日	平成29年3月17日	担保	一般担保	一般担保	資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金
区分	中日本高速道路株式会社第11回社債																																																																	
発行総額	金200億円																																																																	
利率	年0.79パーセント																																																																	
発行価格	額面100円につき金99円97銭																																																																	
払込期日	平成21年11月30日																																																																	
償還期日	平成26年9月19日																																																																	
担保	一般担保																																																																	
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金																																																																	
区分	中日本高速道路株式会社第20回社債	中日本高速道路株式会社第21回社債																																																																
発行総額	金200億円	金100億円																																																																
利率	年0.417パーセント	年0.592パーセント																																																																
発行価格	額面100円につき金100円	額面100円につき金100円																																																																
払込期日	平成22年11月22日	平成22年11月22日																																																																
償還期日	平成27年9月18日	平成29年9月20日																																																																
担保	一般担保	一般担保																																																																
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金																																																																
区分	中日本高速道路株式会社第14回社債	中日本高速道路株式会社第15回社債																																																																
発行総額	金250億円	金100億円																																																																
利率	年0.623パーセント	年0.931パーセント																																																																
発行価格	額面100円につき金100円	額面100円につき金100円																																																																
払込期日	平成22年4月30日	平成22年4月30日																																																																
償還期日	平成27年3月20日	平成29年3月17日																																																																
担保	一般担保	一般担保																																																																
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金																																																																
<p>また、以下の条件で普通社債（政府保証債）を発行しました。</p> <table border="1" data-bbox="169 984 386 1596"> <tr><td>区分</td><td>政府保証債第26回中日本高速道路債券</td></tr> <tr><td>発行総額</td><td>金100億円</td></tr> <tr><td>利率</td><td>年1.20パーセント</td></tr> <tr><td>発行価格</td><td>額面100円につき金99円35銭</td></tr> <tr><td>払込期日</td><td>平成21年12月14日</td></tr> <tr><td>償還期日</td><td>平成31年12月13日</td></tr> <tr><td>担保</td><td>一般担保</td></tr> <tr><td>資金の使途</td><td>高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金</td></tr> </table>	区分	政府保証債第26回中日本高速道路債券	発行総額	金100億円	利率	年1.20パーセント	発行価格	額面100円につき金99円35銭	払込期日	平成21年12月14日	償還期日	平成31年12月13日	担保	一般担保	資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金	<table border="1" data-bbox="614 956 831 1574"> <tr><td>区分</td><td>中日本高速道路株式会社第22回社債</td></tr> <tr><td>発行総額</td><td>金250億円</td></tr> <tr><td>利率</td><td>年1.036パーセント</td></tr> <tr><td>発行価格</td><td>額面100円につき金100円</td></tr> <tr><td>払込期日</td><td>平成22年11月22日</td></tr> <tr><td>償還期日</td><td>平成32年9月18日</td></tr> <tr><td>担保</td><td>一般担保</td></tr> <tr><td>資金の使途</td><td>高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金</td></tr> </table>	区分	中日本高速道路株式会社第22回社債	発行総額	金250億円	利率	年1.036パーセント	発行価格	額面100円につき金100円	払込期日	平成22年11月22日	償還期日	平成32年9月18日	担保	一般担保	資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金	<table border="1" data-bbox="1050 956 1267 1574"> <tr><td>区分</td><td>中日本高速道路株式会社第16回社債</td></tr> <tr><td>発行総額</td><td>金150億円</td></tr> <tr><td>利率</td><td>年1.447パーセント</td></tr> <tr><td>発行価格</td><td>額面100円につき金100円</td></tr> <tr><td>払込期日</td><td>平成22年4月30日</td></tr> <tr><td>償還期日</td><td>平成32年3月19日</td></tr> <tr><td>担保</td><td>一般担保</td></tr> <tr><td>資金の使途</td><td>高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金</td></tr> </table>	区分	中日本高速道路株式会社第16回社債	発行総額	金150億円	利率	年1.447パーセント	発行価格	額面100円につき金100円	払込期日	平成22年4月30日	償還期日	平成32年3月19日	担保	一般担保	資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金																
区分	政府保証債第26回中日本高速道路債券																																																																	
発行総額	金100億円																																																																	
利率	年1.20パーセント																																																																	
発行価格	額面100円につき金99円35銭																																																																	
払込期日	平成21年12月14日																																																																	
償還期日	平成31年12月13日																																																																	
担保	一般担保																																																																	
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金																																																																	
区分	中日本高速道路株式会社第22回社債																																																																	
発行総額	金250億円																																																																	
利率	年1.036パーセント																																																																	
発行価格	額面100円につき金100円																																																																	
払込期日	平成22年11月22日																																																																	
償還期日	平成32年9月18日																																																																	
担保	一般担保																																																																	
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金																																																																	
区分	中日本高速道路株式会社第16回社債																																																																	
発行総額	金150億円																																																																	
利率	年1.447パーセント																																																																	
発行価格	額面100円につき金100円																																																																	
払込期日	平成22年4月30日																																																																	
償還期日	平成32年3月19日																																																																	
担保	一般担保																																																																	
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金																																																																	
<p>なお、上記の全ての社債に、以下の特約が付されております。</p> <p>① 機構法の規定により、債券に係る債務が機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。</p> <p>② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、機構法の規定により、機構の総財産についても、担保に供されることとしております。</p>	<p>なお、上記の全ての社債に、以下の特約が付されております。</p> <p>① 機構法の規定により、債券に係る債務が機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。</p> <p>② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、機構法の規定により、機構の総財産についても、担保に供されることとしております。</p>	<p>なお、上記の全ての社債に、以下の特約が付されております。</p> <p>① 機構法の規定により、債券に係る債務が機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。</p> <p>② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、機構法の規定により、機構の総財産についても、担保に供されることとしております。</p>																																																																

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																
<p>③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。</p>	<p>③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。</p>	<p>③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。</p> <p>II 重要な契約の締結</p> <p>国土交通省が行う「平成22年度 高速道路無料化社会実験」に伴い、国土交通省及び当社は、平成22年6月15日付で「平成22年度 高速道路の無料化社会実験に係る契約書」を締結しております。</p> <p>① 契約の相手方 国土交通省関東地方整備局他1局</p> <p>② 契約締結日 平成22年6月15日</p> <p>③ 契約の内容 無料化社会実験に係る諸作業について必要事項を定め、無料化社会実験の適正かつ円滑な遂行を図るため、社会実験の内容、業務分担及び費用負担、高速道路の収入に影響を生じさせないための措置を定めております。</p> <p>④ 影響 無料化社会実験に伴い当社が管理する高速道路の収入に影響を生じさせないための費用は、国土交通省関東地方整備局他1局が全額負担することとしております。</p> <p>III 多額な資金の借入 当社は、以下の資金の借入を行いました。</p> <table border="1" data-bbox="1050 1078 1420 1738"> <tr> <td>借入先の名称</td> <td>㈱みずほコーポレート銀行他21金融機関</td> </tr> <tr> <td>借入金額</td> <td>金200億円</td> </tr> <tr> <td>返済方法</td> <td>期日一括返済</td> </tr> <tr> <td>借入の実施時期</td> <td>平成22年6月18日</td> </tr> <tr> <td>返済期日</td> <td>平成26年2月28日</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>無担保</td> </tr> <tr> <td>資金の使途</td> <td>高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>借入に係る債務は、機構法第15条第1項の対象となる債務であること</td> </tr> </table>	借入先の名称	㈱みずほコーポレート銀行他21金融機関	借入金額	金200億円	返済方法	期日一括返済	借入の実施時期	平成22年6月18日	返済期日	平成26年2月28日	担保	無担保	資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金	その他	借入に係る債務は、機構法第15条第1項の対象となる債務であること
借入先の名称	㈱みずほコーポレート銀行他21金融機関																	
借入金額	金200億円																	
返済方法	期日一括返済																	
借入の実施時期	平成22年6月18日																	
返済期日	平成26年2月28日																	
担保	無担保																	
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金																	
その他	借入に係る債務は、機構法第15条第1項の対象となる債務であること																	

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度(第5期)(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
平成22年6月29日東海財務局長に提出。
- (2) 発行登録書(普通社債)及びその添付書類
平成22年8月10日東海財務局長に提出。
- (3) 発行登録追補書類(普通社債)及びその添付書類
平成22年9月7日東海財務局長に提出。
- (4) 発行登録追補書類(普通社債)及びその添付書類
平成22年11月9日東海財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

下記に記載する社債（以下「各社債」といいます。）には保証は付されておられません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされており、各社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が各社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重疊的に債務引受けされることとなります。

- (注) 1. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとし、）をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

(上記対象となっている社債)

(平成22年12月27日現在)

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品業協会名
中日本高速道路株式会社第1回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付）	平成19年3月13日	25,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第2回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付）	平成19年10月11日	20,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第3回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付）	平成19年10月11日	30,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第4回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付）	平成20年8月11日	30,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第5回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付）	平成20年11月18日	50,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第6回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付）	平成21年2月20日	20,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第7回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付）	平成21年4月30日	30,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第8回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付）	平成21年4月30日	30,000	非上場・非登録

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品業協会名
中日本高速道路株式会社第9回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成21年7月31日	20,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第10回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成21年7月31日	10,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第11回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成21年11月30日	20,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第12回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成22年1月29日	25,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第13回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成22年1月29日	15,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第14回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成22年4月30日	25,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第15回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成22年4月30日	10,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第16回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成22年4月30日	15,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第17回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成22年9月14日	20,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第18回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成22年9月14日	15,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第19回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成22年9月14日	35,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第20回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成22年11月22日	20,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第21回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成22年11月22日	10,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第22回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成22年11月22日	25,000	非上場・非登録

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱(以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。)に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成22年9月30日現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地
東京都港区西新橋二丁目8番6号
子会社及び関連会社はありません。
- ④ 役員
機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成22年9月30日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。
- ⑤ 資本金及び資本構成

平成22年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国(国土交通大臣及び財務大臣)及び関係地方公共団体が出資しております。

	(単位：百万円)
I 資本金	4,983,550
政府出資金	3,722,026
地方公共団体出資金	1,261,524
II 資本剰余金	846,161
資本剰余金	34
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932
損益外減価償却累計額	△2,744
損益外減損損失累計額	△2,061
III 利益剰余金	1,773,601
純資産合計	7,603,313

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(以下「通則法」といいます。)、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります(通則法第38条)。また、その監査については、機構の監事(通則法第19条第4項)及び会計監査人(通則法第39条)により実施されるもののほか、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥ 事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
- (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
 - (ii) 承継債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
 - (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
 - (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
 - (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (vi) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (vii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
 - (viii) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
 - (ix) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和56年法律第72号)に規定する業務
 - (x) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
 - (xi) (x)の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務
- (c) 事業にかかる関係法令
- 機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりです。
- (i) 機構法
 - (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令(平成17年政令第202号)
 - (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令(平成17年国土交通省令第64号)
 - (iv) 通則法
 - (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)
 - (vi) 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日(平成17年10月1日)から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月18日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秦 博文 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷口 定敏 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 所 直好 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中日本高速道路株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、中日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月17日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安田 豊 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷口 定敏 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松岡 和雄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中日本高速道路株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、中日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月18日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秦 博文 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷口 定敏 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 所 直好 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中日本高速道路株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中日本高速道路株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月17日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安田 豊 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷口 定敏 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松岡 和雄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中日本高速道路株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第6期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中日本高速道路株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。